

佐々町

暮らしの便利帳

2021年
〈保存版〉

佐々町ガイド

町制80周年記念!!
町の魅力を紹介

行政ガイド

佐々町にお住いの方への
役立つ情報

生活ガイド

医療機関の情報などを紹介

佐々町ガイド	6
いざというときのために	17
ごみ・資源・暮らし	24
上下水道	27
住民票・戸籍・証明	30
各種相談	33
税金	34
国保・年金	36
介護	39
福祉	41
健康・予防	44
子育て・教育	45
図書館・文化施設・スポーツ施設	50
農業・商工業	53
議会	54
生活ガイド	55

外出は**マスク**着用
屋内や会話は症状がなくても着用

清掃・**除菌**の徹底

毎朝**検温**

考えてみよう
探してみよう
今
できること

小まめに**手洗い**、うがい
外出後はシャワーも

小まめに**換気**
密閉を避ける

人数を**減らす**
密集を避ける

密接を避ける
人との距離は
できるだけ**2m**(最低1m)
(室内外同様に)

一人ひとりの協力が大切

ライフスタイル
はじめよう! 新しい生活様式

具体例

人との接触を
できるだけ避け、
オンラインを活用
(仕事でのテレビ会議など)

買い物は**少人数**で
すぐれた時間に素早く

県外への帰省・旅行は**控えめに**

会った人と
場所を**記録**

食事は
大皿・おしゃべり・大人数は
避け、**横並び**で座る

ジョギングは少人数で
間隔を空けて

ライフスタイル

～ あなたのこれからの暮らしに新しい生活様式を取り入れてみませんか? ～

佐々町

佐々町 暮らしの便利帳

2021年
〈保存版〉



発刊にあたっての 町長ごあいさつ

佐々町長 古庄 剛

佐々町は、令和3年(2021年)1月に町制施行80周年の節目の年を迎えました。今日の佐々町がありますのは、町民皆さまの町政に対するご理解とご協力のお陰であり、心から感謝申し上げます。

佐々町では、子育てしやすい環境整備や介護予防などの高齢者福祉について重点的に取り組んでいます。誰もが安心して住めるまちづくりを目指しており、佐々町の人口は少しずつ増加しているところです。

令和3年度から始まる第7次佐々町総合計画の将来像に掲げています「暮らしいちばん! 住むなら さざ! ~みんなが輝き、みんなで創るまち~」を目指し、「住んでよかった」「これからも住み続けたい」「住んでみたい」と思っただけのようなまちづくりを進めてまいりますので、町民皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、この「佐々町暮らしの便利帳」は、官民協働事業として本町の事業者様からの広告掲載料で制作費用をまかなっており、ご協力いただきました多くの団体や事業者の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。役場での各種手続き案内などの行政サービスに加え、施設案内のほか災害に役立つ情報などを掲載していますので、ぜひご家庭の身近な所に置いてご活用いただければ幸いです。

令和3年3月

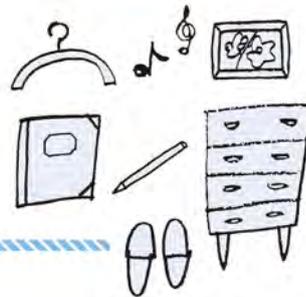


佐々町暮らしの便利帳

2021年
〈保存版〉

INDEX

インデックス



01 発刊にあたっての町長ごあいさつ

04 ライフサイクルINDEX

06 佐々町ガイド



06 佐々町ってどんなところ？

08 町制施行80周年のあゆみ

12 魅力満載の佐々町

12 ● 自然・季節景観編

13 ● 歴史・文化編

14 ● 祭り・イベント編

17 いざというときのために



17 救急医療機関を知るには

17 子供が急な病気になったら

18 災害に備えて

22 避難行動判定フロー

22 避難所リスト

23 避難情報

24 ごみ・資源・暮らし



24 ごみ

24 ごみの出し方

26 動物・ペット

27 上下水道



27 上水道

28 下水道

30 住民票・戸籍・証明



30 住所変更などの届出

31 戸籍の届出

31 各種証明書の交付

32 印鑑の登録・証明

32 マイナンバーカード(個人番号カード)とは

33 各種相談



33 暮らしの各種相談窓口

34 税金



34 町税とは

36 国保・年金



36 国民健康保険(国保)

37 後期高齢者医療制度

38 国民年金

(以下は広告スペースです)

インターロッキングブロック舗装材製造販売、施工・建設業

株式会社 スエオカ

本社／長崎県北松浦郡佐々町志方免2

☎0956-62-2121・FAX 0956-62-3090

ゴルフ練習場



長崎県北松浦郡佐々町小浦免1233

☎0956-63-3550

とび・土工事業 解体工事業

一般建設業 長崎県知事許可(般-29)第8711号

解体工事業 長崎県知事許可(般-31)第8711号

有限会社 晃成土木

代表取締役社長 坂本 吉行

事業内容

木	造	家	屋	解	体
R	C	S	R	C	解
土	木	工	事	一	式
土	機	工	事	一	式
産	業	廃	棄	物	収
一	般	廃	棄	物	収
				集	運
				集	運
				搬	業
				搬	業

佐々町羽須和免502-1

TEL 0956-63-5207

FAX 0956-62-2376



39 介護



39 サービスを受けるために

41 福祉



41 高齢者福祉
41 障害者福祉
43 社会福祉

44 健康・予防



44 健康教室
44 出前講座
44 住民健診
44 健康相談
44 健康づくりボランティア
44 予防接種

45 子育て・教育



45 妊娠の届出・母子健康手帳の交付
45 妊婦健康診査
45 出生届
45 母子保健事業
45 子育て世代支援センター
45 医療費や手当について
47 子育て支援拠点事業「ぷくぷくクラブ」
47 一時預かり(一時保育)事業
48 保育所(園)・認定こども園
48 入学・転校の手続き
49 小・中学校一覧
49 就学援助制度について
49 学童保育

**50 図書館・文化施設・
スポーツ施設**



50 図書館
50 文化会館・皿山窯体験施設
51 スポーツ施設
52 その他の生涯学習関連施設

53 農業・商工業



53 農業
53 商工業

54 議会



54 議会のしくみ
54 請願・陳情
54 傍聴

55 生活ガイド



55 佐々町商工会
56 病院・医院一覧
57 歯科医院一覧
57 薬局一覧
58 医療マップ
60 リフォームの基礎知識①
62 リフォームの基礎知識②
63 葬儀についての豆知識

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

(以下は広告スペースです)

大衆割烹

和香園

本格炭火焼

始めました

配達地区
佐々、吉井、小佐々

店休日
火曜日

配達受付時間
10:00 ~ 19:00

0956-62-3282

佐々町市場免5番地1(駅前通り)
有限会社 大津

※混み具合により多少お時間を
いただくことがあります。ご理解くださいませ。

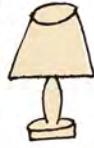
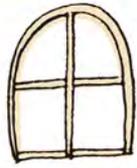
JIKKOH

株式会社 実光測量設計

建設コンサルタント・補償コンサルタント・測量業

佐々事業所
長崎県北松浦郡佐々町小浦免4
TEL 0956-62-2644

本社
長崎県佐世保市小佐々町白ノ浦 571-24
TEL 0956-68-3322 FAX 0956-68-3323



Life cycle index

ライフサイクル INDEX

インデックス



このマークの場合には役場に届け出が必要です
戸籍の届け出・各種登録



赤ちゃんが
生まれたら

出生届 P31

生まれた日から14日以内に届け出

必要な人

印鑑登録 P32



Birth

誕生

国民健康保険…P36
●加入の手続き…P36

母子保健…P45
●母子健康手帳…P45
●乳幼児健康診査…P45

Child rearing

育児

子育て…P47
●保育所(園)・
認定こども園…P48

●学童保育…P49
医療費助成…P45

Education

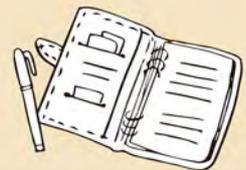
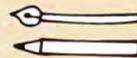
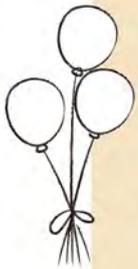
教育

小・中学校…P48
就学援助制度…P49

Adult

成人

国民健康保険…P36
国民年金…P38



(以下は広告スペースです)



塩ビ・アクリル・PP などプラスチック全般
(アクリルパーテーションなども取り扱っております。)
旋盤・フライス・NC加工・成型フランジ(FDF)
塩ビ・耐熱塩ビ加工バルブ(フジバルブ)
PVDF(二弗化樹脂)配管・板溶接加工・PEEK溶接加工

富士樹脂株式会社

佐々工場(事務所)

〒857-0361 長崎県北松浦郡佐々町小浦免1572番45

本社

〒857-0401 長崎県佐世保市小佐々町黒石339-73

☎ 0956-56-6788 FAX 0956-56-6789



引っ越しに
関する届け出



町内に引っ越してきたとき
転入届 P 30
引っ越した日から
14日以内に届け出

町外へ引っ越すとき
転出届 P 30
引っ越す日の14日前から
引っ越す日まで届け出

町内で新しい住所に
引っ越したとき
転居届 P 30
引っ越した日から
14日以内に届け出

Emergency

緊急時



- 防災…P 18
- 避難所…P 22
- 小児救急…P 17

結婚するときは
婚姻届 P 31
届け出た日から効力

家族が亡くなったとき
死亡届 P 31
死亡の事実を知った日
から7日以内に届け出



Marriage

結婚

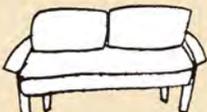
- 届け出…P31
 - 婚姻届…P31
- 住民登録…P30



Life

生活

- 町税…P34
- 国民健康保険…P36
- 国民年金…P38
- ごみ…P24
- 上水道…P27
- 下水道…P28



The prime of life

壮年

- 健康…P44
 - 住民健診…P44
 - 健康相談…P44

The old age

老後

- 後期高齢者
医療制度…P37
- 国民年金…P38
- 高齢者福祉…P41



(以下は広告スペースです)

**宗旨宗派は
問いません**

佐々中央霊園

**67本の薔薇の通路
四季折々の花が咲く霊園
夕焼け花火鑑賞スポット**



一般墓区画は、1㎡30万円から。デザイン等は自由に設計することが出来ます。



樹木墓・ユニット墓は、墓じまい迄含んだ、有期限利用墓としても利用可能です。



永代供養墓【虚空乃塔】
祭祀継承者がおられない方には最も安心な供養墓です。



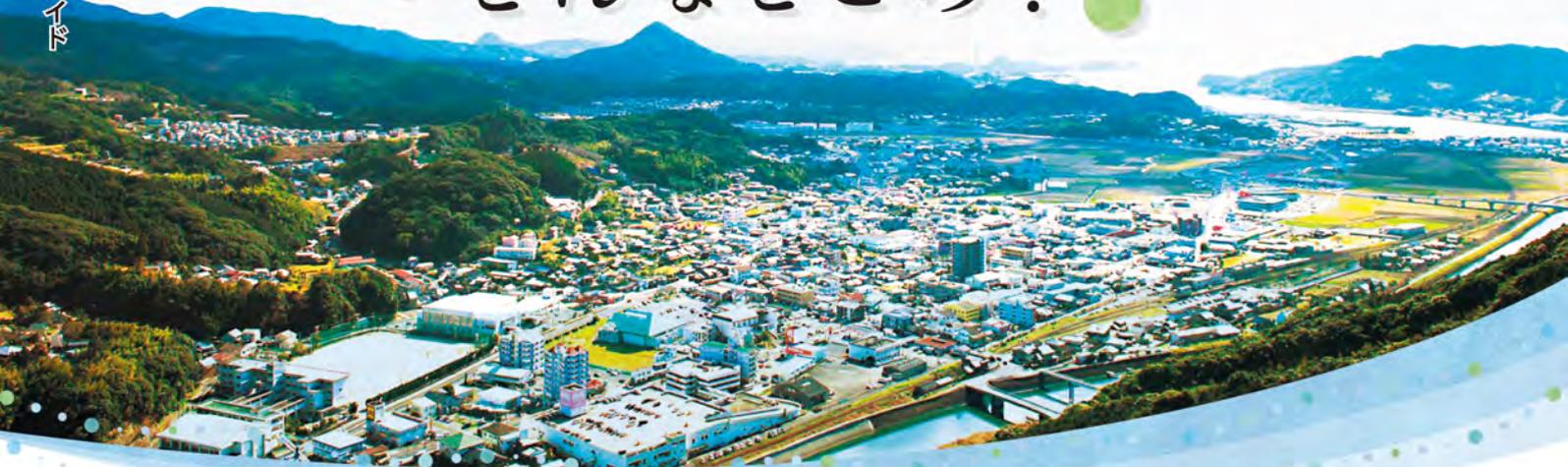
ペット供養墓【放生慈客塔】
ペットの葬儀・供養・火葬
ペットロスにならない為に。

※完全バリアフリーの霊園です。(貸し車いすがあります。要予約)

北松浦郡佐々町平野免545-1 佐々中央霊園事務所 ☎0956-62-3230
佐世保市鹿町々下歌ヶ浦811-47 (日蓮宗大光寺) ☎0956-77-4794

佐々中央霊園	🔍 検索
佐々ペットのお墓	🔍 検索

佐々町って どんなところ？



山の緑と川のせせらぎが聞こえる
自然と調和したまち

佐々町は、長崎県の北部に位置し(北緯33度11~16分、東経129度37~42分)、周辺を佐世保市に囲まれ、東境には葦岳から牟田原に連なる山脈があり、西境の盲ヶ原から北境の鷲尾岳まで江里山脈が連なっています。

この間に佐々谷と呼ばれる縦谷が形成され、国見山(佐世保市世知原町)に源流を発する延長21.9キロメートルにおよぶ佐々川が町の中央を北東から南へ貫流し、これに沿って町が展開しています。

町域は東西6.5キロ、南北8.0キロで、面積は32.26平方キロメートル。平均気温は約17度、平均湿度は約65パーセントで温潤な恵まれた環境になっており、これらの自然条件を活かして、平野部や中山間地では水稲栽培、いちご栽培が行われています。

(以下は広告スペースです)

佐々町

Saza town

[面積]

32.26km²

[人口]

14,097人

(令和2年12月末現在 住民基本台帳)

• 佐世保市

• 長崎市

スーパー回転寿司
ミラクルあおば
MIRACLE-A.O.O.B.A

長崎県北松浦郡佐々町沖田免82-1
TEL&FAX 0956-62-6573

町章



佐々町の頭文字「サ」を図案化し、町民の親睦融和と平和団結を表すとともに、町の輝かしい産業・文化の向上、発展を単純明快に象徴化したものです。(町制施行35周年記念に因んで一般公募の入選作品)

町の花

「さざんか」



佐々町民憲章

佐々川の清流と緑の自然にはぐくまれ、だれでも住みたくなる町づくりのねがいをこめて、ここに佐々町民憲章を定めます。(昭和56年4月1日 制定)

1. 健康で明るい家庭をつくりましょう
1. 老人をうやまい健全な青少年を育てましょう
1. きまりを守りよい風習を育てましょう
1. 意見を出し合い人の和を尊びましょう
1. 教養を高め文化の向上につとめましょう
1. 自然と公のものを大切にし町の美化につとめましょう

佐々町町歌

作詞 山口照代
補作 江島千秋
作曲 深町一郎

一、
仰ぐみどりの 鷲尾岳
島影映ゆる 西海に
強く雄々しく 生きようわれら
あ、美わしの 佐々町は
夢あり 愛あり 誇りあり

二、
おどる銀りん 佐々川の
流れに浮かぶ 城の辻
希望に燃えて 伸びようわれら
あ、明日ひらく 佐々町は
夢あり 愛あり 力あり

三、
文化はぐくむ 皿山の
さざんかかおる ふるさとに
力あわせて はばたけわれら
あ、永遠に 佐々町は
夢あり 愛あり 栄あり

(以下は広告スペースです)

こだわりマイホームはいかが？

賃貸脱出
子育て世代応援

- 子どもが大きくなって、個室が必要になってきた
- 収納が足りず、お部屋に荷物がいっぱい
- ゆったりとした駐車スペースが欲しい
- ガーデニングや家庭菜園をしてみたい



などなど…様々な理由でマイホームをご検討されます。

新築はもちろん、リフォームや不動産売買などのご相談も承ります
お気軽にお問合せください



(株)大成住宅

長崎県北松浦郡佐々町本田原免233-3
TEL:0956-62-6693 FAX:0956-62-6692



Saza Town Establishment 80th Anniversary

\ 2021年1月1日 /

佐々町は町制施行80周年を迎えました

佐々町は昭和16年(1941年)1月1日に町制が施行され、令和3年(2021年)1月1日に町制施行80周年を迎えました。

昭和30年代初期には炭鉱の町として栄え、発展を遂げてきました。

現在は豊かな自然と良好で快適な住環境が共存する「住みよい町」となっています。

— 昔 —



戦後の佐々町役場
[昭和30年前後]

— 今 —



現在の佐々町役場は
昭和44年に建設されました

— 昔 —



佐々中学校
[昭和42年]

— 今 —



写真の校舎は昭和52年・
平成2年に建設されました

佐々町
今昔

— 昔 —



佐々橋付近の中央通り
[昭和30年初期]

— 今 —



佐々踏切付近

— 昔 —



国鉄松浦線時代の佐々駅
[昭和46年]

— 今 —



佐々駅付近

(以下は広告スペースです)

ケント不動産

不動産賃貸・売買の仲介
不動産の管理
不動産買取・販売
リフォーム

〒857-0341 長崎県北松浦郡佐々町羽須和免838番地3
☎0956-62-2002
FAX 0956-62-2008 E-mail: info@kent-re.com
長崎県知事(3)第3707号
株式会社ホームズ <http://www.kent-re.com>

人と地域をつなぐ
未来への道づくり

西部道路

佐世保市福石町4番19号
Tel 0956-32-2188

大切な設備です
国が認めた技術者で
安心を得ませんか…

(社)日本冷凍空調学会会員
(社)日本冷凍空調設備工業連合会会員
高圧ガス保安協会認定事業所

低温管理サービス

冷凍機・空調機のご用命は
低温管理サービスへ

〒857-0352長崎県北松浦郡佐々町口石免423

TEL.0956-63-3641
FAX.0956-63-5289

未来へ紡ぐ佐々町の歴史

「いままで」と「これから」



▲ 真申港での石炭の積み出し風景
[昭和15年頃]

真申川河口の芳ノ浦炭鉱石炭積み出し港の様子。港が浅瀬だったため、平底の団平船で、沖の輸送船まで中継ぎ輸送を行っていました。

▲ 芳ノ浦炭鉱の朝市の風景[昭和17年頃]
商店街から炭鉱事務所までの道端付近では、とれたての生産物が販売されていました。



佐々機関区のターンテーブル▶
[昭和30年代頃]

国鉄松浦線は、旧北松地区から採掘される石炭輸送の役割を担っていました。佐々機関区が創設され、佐々駅には蒸気機関車のターンテーブルが設置されていました。



佐々町ガイド



▶ 神田小学校運動会の風景
[昭和30年代]

町内炭鉱の急速な発展によって佐々小学校区の児童数が激増したため、昭和27年に神田小学校が創立されました。開校当時は974名の児童が在籍していました。

▶ 佐々を走る蒸気機関車
[昭和46年]

戦後、松浦沿線の各炭鉱では増産体制に入り、北松炭田の人口は急激に増加しました。石炭のピストン輸送と乗客の増加によって、戦後の約20年間は国鉄松浦線の黄金時代が続きました。



History of Saza 1941-1960

西暦(年)	年号(年)	出来事
1941	昭和16	・佐々町制を布く
1943	昭和18	・区制を改め部落と称し29部落となす
1944	昭和19	・国鉄松浦線全線開通
1947	昭和22	・学制改革(6.3.3制)佐々中学校開校
1948	昭和23	・佐々町公民館設置 ・佐々町農業協同組合創立
1950	昭和25	・市の瀬窯跡、長崎県史跡に指定される
1951	昭和26	・町立診療所開設 ・佐々町商工会開設、春の市開催
1952	昭和27	・神田小学校開校、県立北松南高等学校開校、第一保育所開設(中央地区)
1954	昭和29	・第2保育所開設(小浦地区)
1955	昭和30	・上水道事業完成 給水開始
1957	昭和32	・大水害発生 死者2人のほか負傷者がでる
1958	昭和33	・狸山支石墓群、長崎県史跡に指定される
1960	昭和35	・佐々炭鉱・小浦炭鉱閉山



(以下は広告スペースです)

620 MOTORING

業務内容

- 新車・中古車販売
- 中古車買取
- 車検・点検
- 板金・塗装
- カーナビ取付け etc...

〒857-0333 北松浦郡佐々町中川原免169-17
TEL 0956-62-2262 FAX 0956-76-7031
E-mail: k.620motoring@forest.ocn.ne.jp

KIZUKU-MIRAI

● 新築 ● エコリフォーム
● 設計 ● 土木 ● 塗装 ● 解体

とっておきの未来を築く

永晃 株式会社

一級建築士事務所 第(18)-10390号
建設業の許可 長崎県知事許可(般-1)第13187号

本店 〒857-0045佐世保市園田町1-4

本社 〒857-0361佐々町小浦免877-10

E-mail: eikou.ryouju@xvg.biglobe.ne.jp

TEL 59-7981 FAX 59-7641

TEL 76-7988 FAX 76-7981

西暦(年)	年号(年)	出来事
1961	昭和36	・第3保育所開設(神田地区)
1962	昭和37	・北松南部清掃一部事務組合設立、し尿処理開始
1963	昭和38	・佐々、吉井塵芥処理一部事務組合設立
1966	昭和41	・佐々小学校と神田小学校を併合、佐々小学校とする
1967	昭和42	・未曾有の大水害(激甚災害に指定)十数億円の被害を受ける ・70年来の大干ばつにより山間部の水稲全減の被害を受ける
1969	昭和44	・佐々町役場新庁舎落成
1971	昭和46	・NHKテレビ佐々中継局開局 ・佐々町に北松南部老人福祉センター(あけぼの荘)開設 ・SL(蒸気機関車)旅客列車廃止、ディーゼルカーに変わる
1972	昭和47	・佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合設立
1973	昭和48	・門司鉄道管理局佐々機関区廃止
1974	昭和49	・住民総合センター落成 ・口石幼稚園創設(定員40人)口石小学校へ併設 ・社会福祉法人佐々町社会福祉協議会発足
1975	昭和50	・佐々幼稚園創設(定員40人)佐々小学校へ併設
1976	昭和51	・「町章」、「町花」を制定
1978	昭和53	・観光協会第1回春まつり開催
1979	昭和54	・町民体育館、武道館、中学校、広報無線総合落成 ・統合幼稚園、郷土資料館(図書室)完成
1981	昭和56	・「町歌」、「町民憲章」制定 ・社会福祉法人さざなみ保育園開園 ・町内会発足(部落の呼称を変更)
1982	昭和57	・大雨被害、降雨量 223.5mm、1時間最大80mm
1984	昭和59	・古川岳遊歩道完成(3,306m)、文化会館落成
1986	昭和61	・第1回わかあゆ少年駅伝競走大会開催 ・学童農園「童の里」落成
1987	昭和62	・台風12号により被害(4億円余)
1988	昭和63	・第3セクター松浦鉄道開業
1989	平成元	・“さよなら李香蘭”干拓地ロケ
1991	平成3	・公共下水道事業認可
1993	平成5	・第1回 皿山まつり開催
1994	平成6	・議会中継テレビ放映開始 ・未曾有の大濁水により平地部減圧給水
1997	平成9	・公共下水道事業供用開始 ・総合福祉センター(福祉センター、健康相談センター)完成
1998	平成10	・南部運動公園(サン・ビレッジさざ)オープン
1999	平成11	・町立図書館オープン ・町立診療所新築移転 ・学童保育開始(佐々小・口石小) ・佐々栄町通り商工協同組合アーチ・モニュメント落成



(以下は広告スペースです)

SAZA town life guide book



西暦(年)	年号(年)	出来事
2000	平成12	・佐々川桜づつみ完成(1.8km)
2002	平成14	・大雨被害 低地浸水(降雨量 325.5mm) ・佐々町・小佐々町法定合併協議会設置
2003	平成15	・県立北松南高等学校の校名を清峰高等学校に改称 ・県立佐世保高等技術専門校開校
2004	平成16	・佐々千年さくらの里 植樹式
2005	平成17	・佐々・口石学童保育施設完成 ・佐々皿山直売所完成 ・佐々町・小佐々町法定合併協議会解散 ・中央地区排水対策事業(総事業費45億円)に着手
2007	平成19	・佐々バスセンター供用開始
2009	平成21	・県立清峰高等学校野球部 第81回選抜高校野球大会で優勝
2010	平成22	・佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合解散 ・佐々クリーンセンター単独運転開始
2011	平成23	・佐々川大橋開通
2012	平成24	・佐々町観光情報センターオープン
2013	平成25	・でんでんパーク☆さざぎオープン
2016	平成28	・佐々町元気カフェ・ぷらっとオープン
2017	平成29	・佐々町地域交流センター完成
2018	平成30	・佐々町立佐々幼稚園閉園
2020	令和2	・皿山公園遊具リニューアル



国勢調査 人口の推移

西暦(年)	年号(年)	人口(人)	西暦(年)	年号(年)	人口(人)
1940	昭和15	15,311	1980	昭和55	11,812
1945	昭和20	17,255	1985	昭和60	12,212
1950	昭和25	20,166	1990	平成2	12,068
1955	昭和30	19,964	1995	平成7	12,695
1960	昭和35	19,982	2000	平成12	13,335
1965	昭和40	12,767	2005	平成17	13,697
1970	昭和45	10,987	2010	平成22	13,599
1975	昭和50	11,035	2015	平成27	13,626

子どもからお年寄りまで互いに笑顔で声を掛けあうあたたかさをそのままに
未来に向けて佐々町はさらなる歩みを進めていきます

to the future!

(以下は広告スペースです)

弘侑興業有限会社

一般土木工事
下水道・管工事
コインランドリー

長崎県北松浦郡佐々町市瀬免360
TEL 0956-62-3113 FAX 0956-62-3631

長崎県佐々町 あなたの街の電気屋さん

つるでんき

地域のみなさまに支えられ創業65年を迎えました。
地域のみなさまに必要なとされる電気店を目指します!!

家電販売・修理、電気工事、
エアコン工事・クリーニング、太陽光システム、
蓄電池設備、オール電化住宅設備、住宅リフォーム、
防犯カメラ設置工事、補聴器販売・調整

お気軽にご相談下さい

佐々町本田原免194-2
(松浦鉄道「佐々駅」徒歩5分)
TEL 0956-63-2368
HP <https://r.goope.jp/tsurudenki>



佐々町の豊かな自然と、
そこに息づいた歴史や文化、祭りなどを紹介します。

魅力満載の佐々町

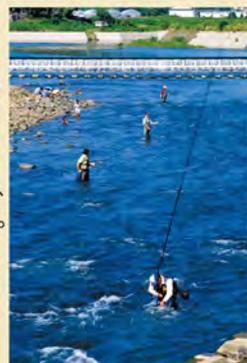


Nature/
Season

佐々の初夏の訪れを告げる

アユ釣り

佐々川のアユ釣りは、毎年6月1日が解禁日となり、解禁日にはアユを釣りに来る方で賑わっています。アユの釣り方としては、「友釣り」が有名で佐々川でも多くの方が「友釣り」をされています。その他にも「ころびき」「ごろかけ」と称する釣法で楽しまれている方もいらっしゃいます。



他では見かけない
ユニークな漁法

ウナギ塚

佐々川ではウナギが取れるため、夏から秋にかけて「ウナギ塚」を作られる方が多くみられます。



魅力満載の佐々町

自然・
季節景観編

長崎県下2位の長流、
自然豊かな水産生物の宝庫

佐々川



長崎県下第2位の長流にして、水産生物の宝庫。2月にはシロウオ漁が盛んに行われ、河川敷に並ぶ河津桜との美しい風景が楽しめます。また、佐々川はアユが有名であり、6月にアユ釣りが解禁すると、多くの人が訪れます。



(以下は広告スペースです)

《陸運局指定 民間車検場》

車検整備・板金塗装・自動車整備全般
新車・中古車 各車種販売・各種保険

AIG 損害保険株式会社 代理店

Auto Mobile Sales & Service
KIDA

有限会社
木田自動車

佐々町沖田免56
TEL 0956-63-3168
FAX 0956-62-2528

車のことなら
何でもご相談ください

TIRE SHOP YOTSUMOTO

タイヤの事なら
お任せ下さい!

有限会社タイヤショップ 四元

本店 〒857-0361
長崎県北松浦郡佐々町小浦免 5-57
TEL(0956)63-3898 FAX(0956)63-3896

佐世保店 〒859-3203
長崎県佐世保市陣の内町 246-1
TEL(0956)59-8145 FAX(0956)59-8146



子どもからお年寄りまで
町民に親しまれる憩いの場

皿山公園 (菖蒲)

春には桜の花見を楽しむことができます。
6月のシーズンになると約2万株の花菖蒲が咲き乱れ、訪れる人々の目を楽しませてくれます。

利用時間 ◆ 9:00 ~ 18:00 利用料金 ◆ 無料
休 日 ◆ 年中無休 駐 車 場 ◆ 有(160台)

お問い合わせ 建設課(TEL:62-2101)



ファミリーゾーンには、令和2年春に設置した小学生向けのアスレチック遊具のほか、令和元年にリニューアルした全長51m級のロングすべり台もあります。

※小さなお子さんも遊べますが保護者の付き添いが必要です

町の眺望と美しい九十九島まで望む最高のパノラマ▼



山の雄大さと優しさを教えてくれる

古川岳遊歩道

西にそびえる古川岳は、かつて自然の城跡として幾多の武将たちに重宝された山脈。その歴史的背景を活かして現在、全長3.3kmに及ぶ古川岳遊歩道が設けられています。



魅力満載の佐々町

歴史・文化編



History/Culture

慈顔で美しい仏像 東光寺瑠璃光薬師如来像

1500年(明応9年)、平戸氏23代松浦弘定寄進の木製仏像で、東光寺の本尊としてまつられています。豊田秀吉による朝鮮出兵の際には、26代松浦鎮信の護持仏として7年間朝鮮各地を転戦しました。



世界的窯業地
瀬戸の繁栄の基礎を築いた地



市の瀬窯跡(長崎県指定文化財)

1751年(宝暦元年)から1825年(文政8年)までの75年続きました。尾張国瀬戸の陶工加藤民吉が1804年(文化元年)から満2年間かけて磁器の製法を習業した地でもあり、民吉伝説の舞台にもなっています。

稲作文化の薫り高い遺跡

狸山支石墓

(長崎県指定文化財)



◀狸山支石墓群
昭和32年6月
発掘調査時発見の鯉節型大珠
(ヒスイ)

弥生時代の人々の墓であり、北部九州一帯に多く散在しています。支石墓による埋葬方法は、縄文時代の終わりから弥生時代の初めにかけて稲作と同じ頃に朝鮮半島から渡来したものです。昭和32年6月、発掘調査の時に鯉節形大珠(ヒスイ)が発見されています。

見ごたえのある天井絵 三柱神社の天井絵



三柱神社の拝殿にある天井絵馬81枚は、1877年(明治10年)の神社再建を記念して、佐々村木場の山本紋蔵・紋之助兄弟と市瀬村小春の酒造業内山巨州の3人によって描かれ、奉納されたものです。草花や動物など見ごたえのある作品が天井を飾っています。

(以下は広告スペースです)



車のことならなんでもご相談下さい!

有限会社 木下車輛整備

佐々町中川原免 84-3
(清峰高校前駅近く)

☎ 0956-63-2489

SEIHOU 株式会社 セイホウ電設

【営業種目】

一般電気設備・設計・施工
自動火災報知設備工事

【建設業登録】 電気工事業(般-29)
長崎県知事許可 第6332号

長崎県北松浦郡佐々町市瀬免161-2

TEL 0956-63-3939

FAX 0956-63-3736

E-mail: seihoudensetsu@future.ocn.ne.jp



佐々名物

ふみきり饅頭

佐々町本田原免210-1

☎ 0956-63-2370



「長崎県一のしだれ桜群」

しだれ桜まつり

皿山公園奥にある真竹谷のしだれ桜園は、毎年4月上旬に、11品種約60本のしだれ桜が咲き乱れます。時期によって桜園全体が色々な表情を見せます。綺麗な桜を見ながら、ゆっくり散歩してみたいかでしょうか。

見頃 ◆ 3月下旬～4月上旬

場所 ◆ 長崎県北松浦郡佐々町
古川免559付近

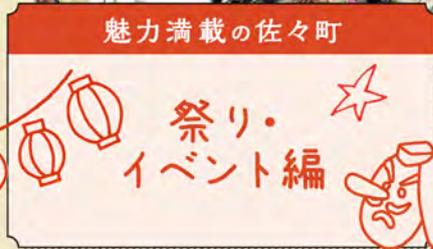
アクセス ◆ 皿山公園から車で3分 徒歩20分

お問い合わせ 産業経済課(TEL:62-2101)



三大花まつり

個性豊かな花まつり



魅力満載の佐々町

祭り・イベント編

Festival / Event

県北一約2万株の花菖蒲が咲き誇る

花菖蒲・ウナギまつり

皿山公園にある菖蒲園で、毎年6月上旬に行われます。登り窯での窯焼き体験など、関連イベントも盛りだくさんで、大正琴の美しい音色でみなさんをお迎えます。また、小学生以下を対象にしたウナギのつかみ捕りも大好評です。

隣接する皿山直売所では、地元産の新鮮な野菜や特産品などをお買い求めいただけます。



全長1.5Kmlに約260本の桜!

河津桜・シロウオまつり

毎年2月下旬から3月上旬にかけて、佐々川下流の桜づつみに植栽された河津桜と菜の花を楽しむことができます。川の護岸には約70基の足場が築かれ、伝統的な四つ手網によるシロウオ漁が始まります。3月上旬には河津桜・シロウオまつりが開催されます。



(以下は広告スペースです)

福岡陸運局長指定民間車検工場
スバルショップ佐々

有限会社
佐々自動車整備工場

〒857-0353 佐々町沖田免86-1
TEL0956-62-2375
FAX0956-63-2375

HKS
有限会社 浜空調設備

県知事許可(股-27)第9215号

空調工事
上下水道工事
土木工事

佐々町口石免1175
TEL (0956)62-2315
FAX (0956)63-2876

有限会社
県北クレーン

佐々町小浦免1144-7
TEL 0956-63-3023
FAX 0956-62-4849

—営業品目—
◎クレーン部
◎運輸部
◎リース部



早春の佐々路を走ろう

ジョギングフェスティバル



長距離選手の強化育成と青少年の健全育成を目的として、毎年3月に開催されます。学年や年代別に2km、3km、10kmのコースのほか、小学3年生以下と一緒に走るファミリーマラソン(1.5km)があります。毎年、町内外から約2,000人がエントリーされ健脚を競い合っています。



様々な季節のイベント

町を楽しむ

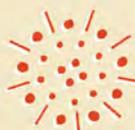
口の中で泳ぐシロウオの踊り食いが絶品

シロウオ漁体験

河津桜が咲き誇る佐々町で、シロウオ漁も最盛期を迎え、「河津桜」と合わせて風情を楽しむことができる『河津桜・シロウオ祭り』として、一緒に開催されます。



佐々町ガイド



佐々の夜空に咲く大輪の花々

夏祭り花火大会

毎年8月に行われる佐々町夏祭り花火大会では花火の他、出店やパフォーマンスなども行われ盛り上がりを見せます。町内外から観客が訪れ、賑やかな一日となります。



神社の秋の祭礼

おくんち

毎年10月初旬に「おくんち」が行われます。はなたこさんと呼ばれ親しまれている猿田彦神という天狗の面を被った神が先頭に立ち、町中を練り歩きます。また、子ども相撲大会も開催され、町は大いに盛り上がります。



(以下は広告スペースです)



SK 株式会社 **真永工業** 船舶工事一式・配管工事一式
各種プラント工事一式

佐々町志方免 541-1 TEL 0956-37-6521 FAX 0956-37-6522



Car Life **KUNIMI**

カーライフ 国見

各種、新車・中古車・任意保険の取り扱い
車検・点検・一般整備等
車の事なら何でもご相談ください。

〒857-0311 北松浦郡佐々町本田原免41-1
TEL 0956-62-3316 FAX 0956-63-2905

知っておきたい
情報が満載!



行政ガイド

ぜひ活用して
ください!



さまざまな手続きや福祉、介護のことなど、暮らしをサポートする行政サービスのご案内



いざというときの
ために ▶ 17



ごみ・資源・くらし ▶ 24



上下水道 ▶ 27



住民票・戸籍・証明 ▶ 30



各種相談 ▶ 33



税金 ▶ 34



国保・年金 ▶ 36



介護 ▶ 39



福祉 ▶ 41



健康・予防 ▶ 44



子育て・教育 ▶ 45



図書館・文化施設・
スポーツ施設 ▶ 50



農業・商工業 ▶ 53



議会 ▶ 54

(以下は広告スペースです)

電気通信・総合建設業

株式会社 夫津木通信興業

佐々町小浦免 1028 番地 17

TEL 0956-76-7404 FAX 0956-76-7405

全国警備業協会加盟・長崎県警備業協会加盟

警備事業部 **夫津木ガードサービス**

佐々町小浦免 551 番 2

TEL 0956-62-5070 FAX 0956-62-5071

SAZA town life guide book





いざというときのために

救急医療機関を知るには

【佐世保市消防局】☎0956-23-8199

休日や夜間に急に体調が悪くなり医療機関を探される場合は、佐世保市消防局の救急医療機関案内『0956-23-8199(ニイサンハイキュウキュウ)』をご利用ください。当番医療機関の電話番号をお知らせします。夜間の当番医療機関は、内科・外科・小児科のみです。その他の科目(歯科・眼科・耳鼻科など)は、当番医療機関がありませんので、体調がすぐれないときは、早めにかかりつけ医療機関を受診しましょう。

子供が急な病気になったら

【長崎県小児救急電話相談センター】

☎#8000、または、095-822-3308

毎日18時～翌朝8時、日曜日・祝日に限り24時間対応

お子さんの急な病気やけがで病院に連れて行った方がいいのか心配な時や対処法などを相談したい場合は、長崎県小児救急電話相談センター(☎#8000)または(☎095-822-3308)へご相談ください。経験豊富な看護師が、お子さんの急な病気への対処法や応急処置などについてアドバイスいたします。電話相談は、病気の診断や治療を行うものではありません。



いざというときのために 災害に備えて

日常の防災・いざ災害が起きたときに備え、
それぞれ役割を決めておきましょう。

問 総務課 ☎62-2101



地震被害

■地震が発生した時に

地震がいつおこるかを正確に予知することはとても難しいと言われています。でも、いつ地震がおきてもあわてないように、大地震がおきたらどうしたらいいか、日ごろから準備をしたり、家族でよく話し合っておくことが大切です。地震が起きたら、まず自分の身を守ることが大切です。いざというときに「あわてず、落ち着いて」行動できるような次のことを覚えておきましょう。



地震発生!

大きな揺れは
2~5分間続く!

まず、身を守りましょう

テーブルや机などの下にもぐったり、ざぶとんなどで頭を守りましょう。倒れやすい家具のそばからはなれましょう。外出中、地震にあったら、かばんなどの持ち物で、落ちてくるものから頭を守り、ブロック塀や崖、たおれている電柱や電線など危険なところからはなれましょう。



⌚ 1~2分

もしコンロに火がついていたら、火を消しましょう

あわてず、揺れがおさまってから火を消しましょう。地震で怖いのはその後に発生する火災です。火災で命を落とさないためにも心がけましょう。

※震度5相当以上の地震が発生した場合、LPガス用のガスメーターは、自動的にガスをしゃ断します。



⌚ 3分

窓や戸をあけておきましょう

地震でドアがゆがんで、開かなくなることがあります。いつでも逃げられるように地震がおきたら、窓や戸を開けるようにしましょう。



⌚ 5分

あわてて外にとびださない

地震のとき、あわてて外に飛び出すと、屋根瓦や窓ガラスなどが落ちてきて、けがをすることもあります。外にでるときは気をつけましょう。また、部屋の中でも割れたガラスでけがをすることがあります。スリッパや靴をはきましよう。



(以下は広告スペースです)

一粒のタネから多くの収穫を!!

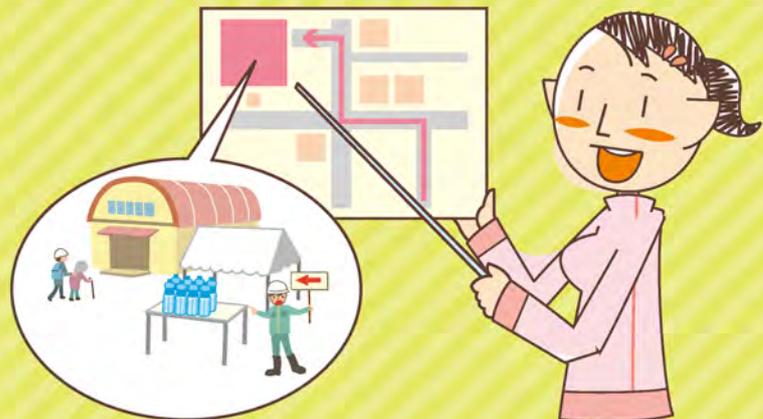


品質の良さで信用第一
種苗業専門店

有限会社 **宮原種苗店**

佐々町本田原免172-1

TEL 0956-63-3193
FAX 0956-63-5200



風水害・土砂災害対策

台風については、地震と違って襲来時期や規模をある程度予測することができます。日ごろから天気予報を見る習慣を身につけましょう。特に、台風接近など注意が必要なときには、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネットなどを活用して最新の情報を収集するようにしましょう。

■台風

日本列島には毎年多数の台風が接近または上陸し、強風と大雨により大きな被害をもたらします。被害を少しでも軽減できるような事前に備えましょう。なお、雨や風が強くなってから対策を始めるのは危険が伴います。台風の接近の情報を確認したら早目に準備するようにしましょう。



■集中豪雨

集中豪雨とは、短時間のうちに狭い地域に集中して降る大雨のことです。中小河川の氾濫や土砂崩れ・土石流・がけ崩れなどによる大きな災害が予想されます。河川やがけ付近、造成地などにお住まいの方は特に気象情報に十分注意し、少しでも異常や危険を感じたら、すぐに避難するようにしましょう。



いざという時のために

⌚ 5~10分

家族の安全を確認

家族の安全を確認しましょう。



⌚ 10分~数時間

避難するとき

住家が被害を受け、避難所に避難する場合、可能なかぎり避難するまえに電気のブレーカーを切り、ガスの元栓をしめましょう。電気やガスは火災の原因になりますので、必ず確認しましょう。山際や急傾斜地域では、山崩れ・がけ崩れが起きやすいので、自分で素早く決断し、直ちに避難しましょう。



⌚ ~3日くらい

となり近所の安全を確認

となり近所の人の安全も確認して、助け合いましょう。



避難生活では

正しい情報を聞きましょう

ラジオやテレビなどからの情報を聞くことができるように携帯ラジオなどを備えておきましょう。



〈以下は広告スペースです〉

<http://www.fujinaga-c.com>

佐々営業所 〒857-0352

 長崎県北松浦郡佐々町石免 470-4
 TEL.0956-62-2177 FAX.0956-63-2951

本 社 〒857-0032

 長崎県佐世保市宮田町 1 番 6 号
 TEL.0956-23-9141 FAX.0956-22-0539

営業種目

地すべり防止・アンカー工事	グラウト工事・地盤改良工事
地質調査・地盤環境調査	法面保護・急傾斜地工事
建設コンサルタント・設計・測量	さく井工事・集水井工事
土壌汚染試料採取	一般土木工事・推進工事

普段からの備え

地震の揺れによる家具の転倒から身を守るため、次のような対策をしておくことが有効です。

- 固定器具などで家具を固定する
- 家具を生活スペースとなる部屋以外のひと部屋に集めておく
- 生活スペースとなる部屋に家具を置く場合、倒れてきても下敷きにならない場所にベッドや布団などを配置する



家具転倒防止器具の設置効果は、家具、天井、壁及び床などの材質や構造により変化します。また、家具の上下2箇所を器具で固定すると、片側だけで固定するよりも高い効果があります。

万一のとき、すばやく避難できるように、日頃から非常持ち出し品の準備をしておきましょう。そのほか、1週間以上を目安に家庭内備蓄品も準備しておきましょう。

① 部屋に固定する

L字金具やチェーンベルト、突っぱり棒で壁・横木・鴨居・天井と家具を固定するタイプがあります。家具の転倒防止器具を取り付けて家具を固定するためには、設置場所と家具の両方に十分な強度が必要ですので、家具や部屋の状況をよく確認して取り付けましょう。



② 家具と家具を固定する

上下に積み重ねた家具は、上部の家具を壁や柱に固定しても、下部の家具が地震により揺れるとずれてしまい、前にせり出して転倒する危険がありますので、重ねた家具の側面を金具で連結し、さらに家具を壁等に固定しましょう。



③ 扉の開放を防止する

開き戸タイプの家具には、扉が地震により開かないよう、留め具を取り付けましょう。さらに、収納物の落下を防ぐため、棚板滑り止めのふきん等を敷いたり、棚の前面に板や棒による飛び出し防止枠を付けると安心です。また、ガラス扉には、飛散防止フィルムを貼ることにより、万が一割れても破片が飛び散りません。



非常持ち出し品と家庭内備蓄品のチェックリスト

下のリストを参考に必要最小限の非常持ち出し品や家庭内備蓄品を準備しましょう!

生活日用品

- ウェットティッシュ
- ライター・マッチ
- ビニール袋
- ラップ
- 筆記用具
- 紙コップ・紙皿
- 割り箸
- ガムテープ
- 新聞紙



飲料水・非常食品

- 飲料水
- 乾パン
- 缶詰
- ビスケット
- チョコレート
- カップめん
- アルファ米



貴重品

- 現金(小銭も)
- 預貯金通帳
- 印鑑
- 健康保険証
- 運転免許証



衣料品

- 衣類・下着
- タオル
- 雨具
- 軍手(厚手の手袋)



ラジオなど

- 携帯ラジオ
- 予備電池
- 携帯電話
- 懐中電灯
- 笛(ホイッスル)



医薬品

- ばんそうこう
- 包帯・きず薬
- 常備薬
- 服用中の薬
- 生理用品



その他

- 家族構成によって必要なもの(小さな子供や介護が必要な方がいるご家族など)
- 粉ミルク・ほ乳瓶
 - 紙おむつ
 - 介護用品
 - ペットフード



☀️ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

- 加入電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、災害時にNTTが避難場所に設置する特設公衆電話等から「171」をダイヤルすることをご利用いただけます。
- 携帯電話・PHSや一部のIP電話からもご利用いただけます。

☎️ **171** をダイヤルした後
ガイダンスに従ってください。

☀️ 佐々町の防災・行政情報配信のお知らせ

■ 電話対応サービス

☎️ **0180-999-033**

防災行政無線放送内容を聞き直すことができます。
※通話料がかかります。

■ ホームページ

➡️ **佐々町緊急情報**



<https://www.sazacho-nagasaki.jp>

佐々町ホームページトップの『緊急情報』で防災情報が確認できます。

● 広報無線情報配信一覧

	電話対応サービス	ホームページ	NBCデータ放送	メール配信
① 防災情報	○	○	○	○
② 行政情報	○		○	○

■ メール配信

防災行政無線(広報無線)放送の内容をメールにより確認できます。



登録はこちらから

★はじめに
迷惑メールを設定している方は、
saza-town@raidenn2.ktaiwork.jp
からメールを受け取れるように設定してください。

■ NBCデータ放送

NBCテレビ ➡️ **dボタン** ➡️ **自治体情報** ➡️ **広報無線**
防災・行政情報が確認できます。

- ① 防災情報…台風や大雨などのお知らせ。
- ② 行政情報…行事や祭りなどのお知らせ。

問 企画財政課 ☎️62-2101

☀️ 緊急通報システムネット119

「緊急通報システムネット119」は、聴覚や言語に障がいがあるため音声による119番通報が困難な人が、携帯電話(スマートフォンを含む)を使って、簡単に119番通報ができるシステムです。

■ 対象者

町内在住で、インターネットが利用できる聴覚や言語に障がいがある人

■ 利用について(事前登録必要)

- 「救急・火災」など、表示されたボタンを選ぶだけの簡単な操作です。費用は無料です。
- 外出先でも、「自分の居場所」を消防に通報することができます。



■ 操作方法



☀️ 災害見舞金・災害弔慰金

佐々町に居住され、住民基本台帳法の規定により記録されているもので、自然的災害や火災により災害等を受け、次の表に該当する場合、町が定める見舞金(弔慰金)を給付します。



災害見舞金	り災の程度	1人世帯	2人世帯	3人以上1人につき
	全壊・全焼・流失	80,000円	100,000円	10,000円
半壊・半焼	40,000円	50,000円	5,000円	
災害弔慰金	種別	世帯の生計を主として維持していた者		
	死亡	5,000,000円	2,500,000円	その他の世帯員
	障害	2,500,000円	1,250,000円	

問 住民福祉課 ☎️62-2101

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ*1で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※1 ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*2、自宅の外に避難が必要です。

例外

※2 浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

避難所リスト

佐々町にはたくさんの避難所があります。いざというときに、どこに避難するか、日ごろから考えておきましょう。

指定避難所及び指定緊急避難場所リスト

施設名	所在地	電話番号	種別	災害毎の適正				
				大雨	洪水	土砂災害	地震(揺れ)	津波
神田公園	皆瀬免1185-1		緊	○	○	×	○	○
北部地区体育館	神田免21-12		◎	○	×	○	○	○
北部グラウンド	市瀬免350-9		緊	○	○	×	○	○
佐々小学校	中川原免111-1	62-2076	◎	○	×	○	○	○
佐々中学校	本田原免111	62-3121	◎	○	×	×	○	○
佐々町公民館	本田原免123	62-6294	◎	○	×	×	○	○
佐々町民体育館	本田原免123	62-6294	◎	○	×	×	○	○
地域交流センター	本田原免123	62-6294	◎	○	×	×	○	○
佐々町文化会館	本田原免146	62-3101	◎	○	×	×	○	○
総合福祉センター	市場免23-1	63-5800	◎	×	×	○	○	○
農業体験施設	平野免220	62-6368	◎	○	○	○	○	○
千本公園グラウンド	羽須和免200		緊	○	○	×	○	○
口石小学校	須崎免389	62-3515	◎	○	○	○	○	○
南部地区体育館	口石免1336-1		◎	○	○	×	○	○
第2保育所	小浦免746	62-2231	◎	○	○	○	○	○
クリーンセンター	小浦免1163-20	62-3512	◎	○	○	×	○	○
サン・ビレッジさざ	小浦免41-3	62-3338	緊	○	×	○	○	○

●表の見方

種別 欄:「◎」指定緊急避難場所 兼 指定避難所
「緊」指定緊急避難場所

災害毎の適正の欄:「○」該当災害に対して安全性が確認されている

避難情報

町内で災害の発生が予測されるとき、佐々町が避難情報を発令します。テレビやラジオ、緊急速報メール、防災メール、佐々町ホームページなどでお知らせします。

避難情報等

警戒レベル	避難情報等	あなたがとるべき行動
佐々町発令	レベル5 災害発生情報★1	すでに災害が発生しています。命を守るため最善の行動をとりましょう。
	レベル4 避難勧告または避難指示(緊急)★2	速やかに避難先へ移動しましょう。移動が危険と思われる場合は、近隣や自宅内のできるだけ安全な場所へ避難しましょう。
	レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人(高齢者、障害のある人など)とその支援者は、避難を始めましょう。その他の人は避難の準備をしましょう。
気象庁発表	レベル2 注意報	避難に備え、避難先や避難経路などを確認しましょう。
	レベル1 早期注意情報	災害への心構えをし、非常持出品を準備したり、情報収集に努めましょう。

※状況が急変することもあるため、情報が警戒レベル1→5の順番で発表されるとは限りません。

- ★1…災害発生情報は、災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するものであり、必ず発令されるものではありません。
- ★2…避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促すときに発令するものであり、必ず発令されるものではありません。

防災気象情報

気象庁長崎県が発表
大雨特別警報 氾濫発生情報など
土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など
大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報など
大雨・洪水注意報 氾濫注意情報など

自主的に避難するための参考にしてください!



いざという時のために

わが家の防災メモ



いざという時に慌てないように、あらかじめ記入しておきましょう。

避難所

家族が離ればなれになった時の集合場所

家族の連絡先・データ

氏名

携帯電話

会社・学校

会社・学校の電話



ごみ・資源・くらし



最新の情報は
こちらで
確認してください。

決められた収集日の当日夜明けから午前8時30分までにゴミボックスの中に出してください。収集日が祝日も、収集は実施します。

ごみ

📞 クリーンセンター ☎62-3512

家庭ごみの分け方と出し方

ごみを分別して排出することにより、それぞれの性質にあった適正な処理やリサイクルを行い、環境にやさしいごみの処分を行うことができます。

ごみの出し方については、下記の内容を参考にしてください。詳しくは「ごみと資源の分け方出し方」でご確認ください。

ごみ袋の種類

佐々町の有料指定ごみ袋はお近くのコンビニ、スーパーマーケット、ホームセンター、小売店などで販売しています。詳しくは、ホームページ掲載の佐々町指定ごみ袋・粗大ごみシール取扱店一覧をご覧ください。

なお、事業所・商店のごみはごみボックスに出せませんので、直接クリーンセンターに持ち込まれるか(有料)、佐々町が許可した事業者へ依頼(有料)することができます。

リサイクル(資源)ごみ(10枚入)	白色の袋	大300円 小200円
不燃物 (10枚入) り・粗大ご みは1枚 (につき)	金属類	緑色の袋 500円
	ガラス類	桃色の袋 500円
	危険物類	黄色の袋 大500円 小300円
	粗大ごみ	ステッカー 300円
可燃物(10枚入)	水色の袋	大450円 小300円

●持ち込み料金

区分	10kgまで	10kg超えるごとに
一般家庭	40円	40円アップ
事業所・商店	80円	80円アップ

ごみの出し方

📞 保険環境課 ☎62-2101

▶可燃物(燃やせるごみ)の出し方

●可燃物として収集するもの

分類	備考欄
生ごみ(貝殻含む)	よく水切りしてください
リサイクルごみ以外のプラスチック類	
ビニール・ゴム製品	
紙類	リサイクルごみを除く 詳細P25
紙おむつ	汚物は取り除いてください
布類	
食用油	紙や布にしみこませてください

分類	備考欄
皮革製品	金属部分は切り取ってください
草木類	木切れは60cm以内にまとめて袋を結びつけてください

※木類とガラス・プラスチックと金属など、燃える素材と燃えない素材が組み合わせのごみは不燃物の方の袋で出してください。

ただし、分離できるものはできるだけ分離しそれぞれの袋に分けて入れてください。

有害・無害関係なく、家庭でのごみは焼却しないでください。

●ごみ収集日

A地区	毎週月・水・金
B地区	毎週火・木・土

▶不燃物(燃えないごみ)の出し方

当日夜明けから午前8時30分までにゴミボックスの横に出してください。収集日が祝日も、収集は実施します。

分類	備考
金属類	緑色の袋
	桃色の袋
ガラス類	黄色の袋
危険物類	黄色の袋

●飲料・食料用以外の金属容器、金属なべ、やかん、びんなどのふた、包丁、工具類、金属製おもちゃ、針金、こうもり傘など

※電気ポットなど、小型の電化品でゴミ袋に入る物は金属類です。

※ストーブでも袋に入れば金属類です。

※燃える部分と燃えない部分があるものはできるだけ分離して出してください。(分離できないものは金属類で出してください。)

※スプレー缶は危険物で出してください。

●リサイクルごみ以外のガラス製容器、陶器類、ガラス製の食器類、土なべ、板ガラスなど

※割れている場合は、危険防止のため新聞紙等で包んでください。

※燃える部分と燃えない部分があるものはできるだけ分離して出してください。

●蛍光灯、電球類、乾電池、スプレー缶、卓上ガスボンベ、水銀体温計など

※蛍光灯は割らないでください。(有害物質が入っています)。

●乾電池はできるだけまとめて小袋に入れて出してください。

※充電式以外の乾電池は、ごみステーションに設置している、使用済乾電池回収ボックスでも回収できます。

分類	備考
粗大ごみ	<p>●家具、ふとん、マットレス、自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、大型電化品(家電4品目を除く)</p> <p>※ごみボックスに出すときは、倒れたり、通行の邪魔にならないように注意してください。</p> <p>※テレビ・冷蔵庫・洗濯機(洗濯乾燥機)・エアコンの引き取りは電気店もしくは指定引取場所をお願いします。(ご不明の場合は町役場保険環境課までお問い合わせください。)</p>

リサイクル(資源)ごみの出し方

当日夜明けから午前8時30分までにゴミボックスの横に出してください。収集日が祝日でも、収集は実施します。

分類	備考
アルミ缶・スチール缶	<p>●ジュース、コーラ、ビール、食用油、缶詰、菓子などの缶</p> <p>飲み物・食べ物が入っていた空き缶</p> <p>異物を取り出し水洗いして出してください。(アルミ缶とスチール缶を分ける必要はありません)</p> <p>※さびがひどい空き缶は金属類の袋で出してください。</p>
飲料・食料・化粧品用ガラスびん	<p>●醤油、酒、焼酎の一升びん、ジュース、ビールびん、飲用薬品びんなど</p> <p>飲み物・食べ物・化粧品が入っていた空きびん</p> <p>異物を取り出し水洗いして出してください。</p> <p>※割れたびんは、危険防止のため紙等で包んで袋に入れてください。</p> <p>※びんにはあってあるラベル等は、剥がす必要はありません。</p>
白色トレイ・その他のプラスチック	<p> マークのついたもの</p> <p>●カップ麺、弁当がら、洗剤容器、ラップ類、レジ袋、チューブ類、発泡スチロール、キャップ・ラベル</p> <p>プラスチック製容器包装「プラ」マークがついているもの</p> <p>異物を取り出し、水洗いするか拭き取って出してください。</p> <p>※どうしても汚れが落とせないとき、判断がつかないときは「可燃物」で出してください。</p>
ペットボトル	<p> マークのついたもの</p> <p>●ペットボトル</p> <p>飲料用またはしょうゆ用</p> <p>このマークがついたものを水洗いして、キャップ、ラベルをはがして出してください。(キャップ、ラベルは「その他のプラスチック」として出してください。)</p>

分類	備考
ダンボール	<p>●ダンボール</p> <p>リサイクル袋に入るものはそのまま袋に入れてください。(袋に入らないものは、おおむね10kg・約60cmに折り曲げてひもでしばり、リサイクル袋を一枚結び付けてください。)</p>
新聞・チラシ	<p>●新聞・チラシ</p> <p>ひもでまとめず、そのまま袋に入れて出してください。</p>
その他の紙・紙パック	<p>●雑誌・書籍・包装紙・OA用紙・紙袋・はがき・菓子箱</p> <p>●紙パック(ひも・輪ゴムでまとめるか、小袋に入れてその他の紙と一緒にしてください。)</p> <p>※よごれた紙やにおいのついた紙、加工された紙、個人情報が入った紙、判断がつかない紙ごみは「可燃物」で出してください。</p>

粗大ごみの出し方

ごみのうち品質に関係なく、ごみ袋に入らない大きなごみが粗大ごみです。

ステーションに出す時は倒れたり、通行の邪魔にならないよう十分注意してください。

テレビ・エアコン・洗濯機・洗濯乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・パソコンは、最寄りの電気店で引き取ってもらってください。(引き取りで不明な点があれば、お近くの電気店が役場保険環境課へおたずねください。)

多く見られる不適切なごみ出し事例

- 次のようなごみ袋は回収しませんのでご注意ください。
- ペットボトルのフタとラベルがはずされていない。
 - ペットボトル、缶、ビンがひとつの袋に混入している。
 - 乾電池、蛍光灯、ガスボンベ、ライター、などの危険物に分類するものが混入している。
 - 指定袋に入っていない。
 - 粗大ごみシールが貼られていない。
 - 収集後、収集日でないのに、ごみが出されている。

※正しく分別されていないごみ袋は、「回収できません」のシールが貼られ、ごみステーションに残されません。自分が出したごみ袋が回収されていないときは、必ず持ち帰り、分別をやり直し、次の収集日にシールをはがしてから出してください。

ごみの分別方法をまとめたチラシ、ごみ出しカレンダーは、役場1階保険環境課の窓口でお配りしていますし、町のホームページからもご覧いただけます。

▶ごみ・リサイクル情報はこちら

※悪質なものについては、排出者を特定し厳しく対処させていただきます。

事業所のみなさまへ

事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ(企業系一般廃棄物)については直接クリーンセンターに持ち込んでいただくか収集運搬業者に運搬を依頼していただく必要があります。

佐々町に許可を受けている収集運搬業者の一覧表を町のホームページへ掲載しておりますので参考にさせていただきます。

生ごみ処理機器購入補助金について

佐々町では、各ご家庭から日々排出されるごみの減量化や資源化を図ることを目的として、生ごみ処理機器の購入に対して補助を行っています。

ご家庭で手軽にできる家計にも環境にもやさしい取り組みです。この機会に、町補助金を活用した生ごみ処理機器の購入について、ご確認ください。

- 補助対象：町内に居住される「ご家庭」を対象とし（事業所は対象外です）、取扱店舗（町内外を問いません）から処理機器を購入して設置する方に申請していただきます。
- 補助金額（率）：電動式は、購入額の3分の1の額（上限2万円）、容器式は、購入額の2分の1の額（上限3千円）です。

ごみの野外焼却は法律で禁止されています

ごみを燃やすと煙や悪臭が発生し、住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が懸念されることから、原則として禁止されています。

家庭や事業所から発生したごみは焼却処分（野焼き）せずに、町のごみ収集など定められた処理方法で適切に処理しましょう。

不法投棄は犯罪です

不法投棄の現場を目撃したり不審な車を見かけたら、投棄していた場所・日時・車のナンバー・特徴を控えて警察、保健所、役場のいずれかへ通報をお願いします。

不法投棄でお困りの場合は、保険環境課へご相談ください。不法投棄防止啓発看板などを設置し、対応できる場合があります。

動物・ペット ② 保険環境課 ☎62-2101

犬の登録と予防注射

狂犬病は、犬や動物だけの病気ではなく、人も感染し、発病すると治療方法がなく、悲惨な神経症状を示してほぼ100%死亡する極めて危険なウイルス性の人畜共通感染症です。わんちゃん、飼い主の皆さま、そして社会のために、年に1回、忘れずに注射しましょう。

- ・生後91日以上犬を飼う場合
生後91日以上犬を飼う場合は、犬の所在地を管轄する市町村に犬の登録（生涯1回）の申請と狂犬病の予防注射（年1回）を受け、予防注射後、注射済票（年1回）の交付を市町村で受けることが法律で義務づけられています。

区分	新規登録の場合	再発行の場合
犬登録手数料	3,000円	1,600円
注射済票交付手数料	550円	340円

- ・狂犬病予防注射
町内の動物病院でも狂犬病予防注射を受けることができます。

病院名	住所	電話番号
有川動物病院	羽須和免12-4	63-2024

動物病院で、犬の狂犬病予防注射を受けたときは、注射後に「狂犬病予防注射済証」が渡されるので、町役場保険環境課に持参し、注射済票の交付を受けてください。注射済票交付手数料が必要です。

- ・集合注射
集合注射を年1回町内の集会所等で実施します。

犬の変更届等

犬の「所在地」、「飼養者」、「飼養者の住所」が変わったとき、「登録犬」を譲り受けたとき、または「犬が死亡」したときは保険環境課に届け出てください。

猫は室内で飼いましょう

猫を放し飼いにする、飼い主の知らないところで近隣の方に迷惑をかけたり、交通事故にあたりします。また、感染症にかかる危険性も高まります。

野良猫について

猫は繁殖力が高い生物です。「お腹をすかせたら、かわいそうだから」と野良猫にエサをあげ続けるとその数は増えていくばかりです。また、生まれてきた子猫たちの多くが、飢えや事故で命を落としています。エサを与える場合は責任を持ってその猫の飼い主となり与えてください。

また、子猫などを保護されても町役場や保健所は引き取りができません。

ハチの巣の駆除について

スズメバチなど危険なハチは取り除いて駆除することが必要ですが、自宅や倉庫などの軒下や畑などに作られた巣の除去は個人の責任をお願いします。

ハチの巣の駆除は危険を伴いますので、専門業者（有料）に依頼することをお勧めします。専門業者は保険環境課へ問い合わせいただければ紹介します。



上下水道



最新の情報は
こちらで
確認してください。

上水道

水道課 ☎62-2101

水道の使用に関する届出について

次のようなときには、事前に印鑑をご持参の上、水道課へお届けください。

- ・転入や転出により新しく水道を使用されるとき
 - ・転出や引っ越しにより水道の使用を中止されるとき
 - ・現在、中止(閉栓)している水道を使用されるとき
 - ・水道使用者及び所有者の名義を変更されるとき
- 水道の中止の届出をしないでいると、使用が続いているとみなされ、料金がかかることとなりますので、ご注意ください。

水道料金について

◆料金のお支払いは毎月です

毎月の検針に基づき、使用水量に応じた水道料金を請求させていただきます。なお、2箇月以上の料金未納が発生したときは、停水措置の対象となりますので、ご注意ください。

◆料金のお支払い方法

水道料金の納付方法については、納付通知書、口座振替の2種類です。

・納付通知書

佐々町役場(出納室)、下記金融機関の窓口でお支払いいただけます。また、納期限内であれば、コンビニエンスストアでのお支払いやPayPay残高決済でのお支払いも可能です。

・口座振替

下記金融機関口座から毎月振替日(25日(土日祝等の金融機関の休業日の場合は翌営業日になります))に振替によりお支払いいただける便利な制度です。

口座振替のご利用には事前のお申込みが必要になりますので、通帳、届出印鑑をご持参のうえ、下記金融機関の窓口で手続きを行ってください(お申込み月の翌月以降からの振替になります)。

口座振替 取扱金融機関

十八親和銀行/西海みずき信用組合佐々支店/ながさき西海農協本支店/九州内のゆうちょ銀行(沖縄県を除く。)

メーターボックスの管理について(お願い)

各ご家庭の敷地内には水道メーターが取り付けられており、毎月検針を行っています。

検針作業がスムーズに行えるよう、ご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物や車を置かないでください。
- ・メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしてください。
- ・犬などのペットは出入口やメーターボックスから離れた場所につないでください。
- ・家の新築や増改築などの際は、検針しやすい位置にメーターボックスを配置してください。

水道の工事と管理について

◆水道管漏水修繕・更新等工事

水道課では、水道管の破損漏水の修繕や老朽管の更新工事を行っています。住民の皆様には工事でご不便ご迷惑をお掛けすることもございますが、安心・安全な水道水を安定的に供給するため、ご理解と協力の程よろしくお願いいたします。

●佐々町内の指定給水装置工事事業者

事業者名	住所	電話
伊藤土木工業	野寄免391-3	63-2358
有(大石総建)	石免376-2	62-3493
有(太田電機)	市場免6-3	62-2020
佐々設備株	市場免5-10	63-2650
株佐々総合産業	羽須和免823-5	62-2158
須藤設備	小浦免62-5	62-2152
筒井設備	皆瀬免1220	34-1575
有(浜空調設備)	石免1175	62-2315
山口設備	本田原免137-1	88-7335
湯村工房	大茂免436-2	62-3660
有(百武管工社 佐々営業所)	本田原免232	63-2339

※町指定事業者以外の事業者による町内の給水装置等工事はできません。

町外を含む最新の指定事業者については、町ホームページをご確認ください

漏水時の対応について

個人給水管の地下漏水については、水道料金の減免を行っています。

修繕後、業者からの修繕報告書に基づいて減免の認定を行います。

※なお、地上漏水および漏水を長期間放置した場合は減免の対象となりません。

◆漏水通報にご協力をお願いします

水道課では、水道水の効率的で経済的な使用を推進するため、漏水調査や流量監視を行い、漏水の早期発見と防止に努めています。もしも身の回りで次のような状況を発見された場合には、漏水の可能性があるので、水道課までご連絡をお願いします。

- ・数日間雨も降っていないのに路面がずっと濡れたままになっている。
- ・普段は水がないところにきれいな水が流れている。
- ・近頃、水が流れる(吹き出す)ような音がするようになった。

◆漏水が疑われるとき

水道課では、毎月の検針結果を確認し、前月までの使用水量に比べて極端に使用水量が増加している場合など漏水が疑われる際はお知らせをしています。

◆漏水の確認方法

- ①宅内、敷地内すべての蛇口を閉めます。(給湯器やトイレからも水が出ていないことを確認し、ソーラー加熱用のバブルもあれば閉めてください。)
- ②敷地内にあるメーターボックスを見つけます。
- ③メーターボックスを開け、メーターのフタを開けてメーターを確認してください。
→メーター内のパイロット(銀色の八角形の装置)が回転し続けていれば、漏水の疑いがあります。



◆メーターより建物側での漏水

メーターより建物側での漏水については、基本的に住民(所有者)様のご負担で修理をしていただきます。漏水をそのままにしておくと水道料金が高額になり、大切な水も無駄になってしまいますので、速やかに町指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

ただし、集合住宅及び店舗を含む集合住宅の場合は、第1止水栓より建物側での漏水も、基本的に住民(所有者)様のご負担で修理をしていただきます。詳しくは、水道課までお問い合わせください。

こんな時は(対処方法等)

◆濁り水が出た時

次のようなことが原因で水道水が濁ることがあります。

- ・水道工事中や終了後
- ・火災などで消火栓の使用後
- ・その他の突発事故

水道工事の場合、断水工事等の後は洗管(水道管内の汚れた水をとる)作業をします。しばらく蛇口から水を出していただくと濁りはとれますが、濁りが解消しない時は、水道課までご連絡ください。

◆白い水が出た時

水道管の中に空気が入り無数の小さな泡となり、水が白く濁ったようになりますことがあります。大体の場合、しばらくすると泡が消えて澄んだ水に戻りますが、しばらくしても澄んだ水に戻らない場合は、水道課までご連絡ください。

◆水道管が凍結しそうな(した)時

冬場、寒さが厳しい時季になると水道管が凍結し、水が出なくなったり、水道管が破裂したりすることがあります。水道管が凍結する目安としては気温が氷点下以下になるときで、屋外に露出した配管や北向きの日陰にある散水栓などで発生しやすくなります。

事前の備えとしては、屋外に露出した配管にホームセンターなどにある保温材を取り付けたり、応急的に使わなくなった毛布などをビニールと一緒に配管に巻き付けて固定する方法があります。

もしも凍結してしまったときは、敷地内のメーターボックス内にあるバルブを閉め、気温が上がり自然に溶けるのを待ちましょう。凍結した場所が屋外に露出した配管など特定される場合、凍結した水道管や蛇口にタオルなどをかぶせ、ゆっくりとぬるま湯(50°程度)をかけて溶かす方法もあります。ただし、高温な熱湯をかけるとガラスコップと同じように破損する恐れがありますので、絶対にしないでください。

もしも水道管が破裂してしまったときは、メーターボックス内のバルブを閉め、町指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。なお、修理費はご本人負担になります。

悪質な点検商法等にご注意ください

水道課職員を装ったり、依頼を受けた業者と偽って、上下水道設備の点検や清掃などと称して、高額な料金を騙し取ろうとする悪質な業者が町内でも過去に発生した事例があります。水道課では現地で住民の方に直接料金を請求するような業務は行っていませんので、不審な業者が訪問した場合には水道課までお問い合わせいただくか、江迎警察署へ通報してください。

下水道

水道課 ☎62-2101

下水道の役割について

下水道の役割は大きく分けると、①汚水の速やかな排除による生活環境の改善、②公共用水域の水質の保全が挙げられます。下水道が整備されると、私たちが日常生活で使った排水やし尿は、「汚水」として下水道管に流れ、下水処理場に集められて浄化されます。そして、再び河川などに戻され、私たちに役立つ水となります。

下水道への新規接続や改造の工事について

下水道に新たに接続する場合や排水設備等の改造工事については、町が指定した排水設備工事店を通じて行う必要があります。

●佐々町内の排水設備指定工事店

工事店名	住所	電話
伊藤土木工業	野寄免391-3	63-2358
㈲大石総建	□石免376-2	62-3493
弘侑興業㈲	市瀬免360	62-3113
佐々設備㈱	市場免5-10	63-2650
㈱佐々総合産業	羽須和免823-5	62-2158
㈱スエオカ	志方免2	62-2121
須藤設備	小浦免62-5	62-2152
㈲浜空調設備	□石免1175	62-2315
湯村工房	大茂免436-2	62-3660
㈱山籠佐々本社	本田原免73-9	62-2933

※町指定工事店以外の事業者による町内の排水設備等工事はできません。

町外を含む最新の指定工事店については、町ホームページをご確認ください

下水道をご利用のみなさんへ(お願い)

下水道には何でも流していいというわけではありません。「ちょっとぐらいなら」という軽い気持ちで、みんなに迷惑をかけることになってしまいます。使用する一人ひとりがマナーを守り正しく使いましょう。

◆台所の油やゴミは流さない

台所から出る野菜くず、残飯あるいは天ぷら油などの廃油は、排水管のつまりの原因や下水処理機能を低下させる原因となります。排水設備には野菜くずや布切れ、ビニール類、また油脂類を流さないようにしましょう。

◆宅地内のますをこまめに清掃

台所とつながっている分離ますは、網カゴで残飯などのゴミを取り除き、油分をます内にとめるようになっていたため、こまめにゴミや油分を取り除いてください。また、お風呂とつながっている目皿付トラップますは、網で髪の毛などを取り除くようになっていたため、網についている髪の毛などをこまめに清掃してください。ゴミや油分は、新聞紙などで包み燃えるゴミに出しましょう。

◆水洗トイレには溶ける紙を

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガム、ビニール、タオルなどを流すと、下水管の詰まりの原因になります。水洗トイレには、トイレットペーパー以外は使わないようにしましょう。

汚水の排出量の決め方について

▶ 汚水の排出量の決め方

下水道(農業集落排水)を使用開始されると毎月の汚水の排出量に応じて、下水道(農業集落排水施設)使用料を納めていただくこととなります。

・水道水だけ使用している場合

水道の使用水量(水道メーターの数量)を汚水の排出量とみなします。

・井戸水を使用している場合

井戸水の使用水量(井戸水メーターの数量)を汚水の排出量とみなします。

・水道水と井戸水を併用している場合

水道使用量に井戸水使用量を加算した量を汚水の排出量とします。



下水道使用料について

◆下水道料金の納期とお支払い方法

水道料金と同様に毎月お支払いいただきます。支払方法等についても水道料金と同様です。

納期限経過後、料金の納付が確認できなかった場合、翌月に督促状を郵送します。督促状の郵送後は当初の請求料に督促料金(100円)を加算させていただきます。

◆受益者加入金とお支払い方法

下水道受益者加入金とは、処理場を作ったり、下水道管などを布設する工事にかかる費用の一部を、公共下水道に接続された方にご負担いただくものです。

加入金の額は、接続された土地の面積1㎡当たり250円で計算します。納入方法は、一括納付と分割納付があり、分割納付は加入金の額を60で除した額を月払い(12月×5年間)で納付していただきます。

◆水洗便所の改造資金融資あっせん制度

下水道に接続するためには、宅地内の排水設備工事が必要になり、標準的な汲み取り便所であれば60万円から80万円程度の費用がかかります。

町では、下水道区域の水洗化を推進するため、改造資金の融資あっせん制度を設けています。融資限度額は80万円で無利子です(※利息は、いったん借入れた金融機関に支払っていただきますが、年2回町から利息分を借入人にお支払いしますので、実質無利子となります)。

手続きは排水設備指定工事店が代行します。詳しくは水道課にお尋ねください。

水道料金早見表を町ホームページに掲載しています。

合併処理浄化槽について

合併処理浄化槽は微生物の働きにより汚水を浄化しています。そのため、定期的に適正な維持管理を行わなければ浄化機能が低下し、悪臭が発生したり、十分に処理されていない汚水が水路に流れ、河川などの公共水域を汚してしまうこととなります。

合併処理浄化槽を設置されている方は、定期的に適正な保守点検、清掃(汲み取り)、法定検査を行ってください。

◆合併処理浄化槽設置整備事業補助金

町の定める区域において、浄化槽を設置されると、合併処理浄化槽設置整備補助金が交付されます。手続きは浄化槽設置業者が代行します。詳しくは水道課にお尋ねください。

◆合併処理浄化槽維持管理費補助金

町の定める区域において、浄化槽を設置されたことにより、毎年度の浄化槽の法定点検、清掃等及び毎月の保守管理等の維持管理に係る費用が発生します。その費用の一部を補助する制度があります。詳しくは水道課へお尋ねください。

し尿等の汲み取りについて

町内のし尿等の汲み取りについては、下記許可業者へ直接依頼してください。

許可業者名	住所	電話
新北松衛生社(有)	佐世保市江迎町埋立2-34	65-2766
吉田環境衛生設備工業(有)	佐世保市世知原町栗迎111-1	76-2351

※最新の許可業者については、町のホームページをご確認ください。



住民票・戸籍・証明



最新の情報は
こちらで
確認してください。

住所変更などの届出

📞 住民福祉課 ☎62-2101

届出の種類	届出の期間	届出のとき必要なもの
転入届 (町外から佐々町に引っ越ししてきたとき)	転入した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 前住所地の市区町村が発行した転出証明書※1 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード※2
転出届 (佐々町から町外へ引っ越しするとき)	転出する前または転出後14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード※2
転居届 (佐々町内で引っ越しするとき)	転居した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード※2
世帯変更届 (世帯主の変更など)	変更のあった日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類

※1 転出証明書は、郵送でも請求することができます。(転出証明書請求書(郵送用)の様式はホームページをご確認ください。)また、マイナンバーカードを用いて転出届をされた方は転出証明書は必要ありません。

※2 マイナンバーカードはお持ちの方のみ必要です。転入及び転居の際は、手続きに暗証番号を使用します。(マイナンバーカードは本人確認書類を兼ねます。)

- 第三者の方(友人・知人など)が手続きされる場合は、委任状及び第三者の方の本人確認書類が必要です。(委任状の様式はホームページをご確認ください。)
- 各種届出の際に関連する窓口で必要となるもの

上下水道の手続き	27ページ～
国保・年金の手続き	36ページ～
介護の手続き	39ページ～
福祉(高齢者・障害者)の手続き	41ページ～
子育て・教育の手続き	45ページ～



戸籍の届出

🔍 住民福祉課 ☎62-2101

届出の種類	届出の期間	届出のとき必要なもの
出生届	出生の日から14日以内	<input type="checkbox"/> 出生証明書(出生届) <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 通帳等口座がわかるもの
婚姻届	届けた日に効力が生じる	<input type="checkbox"/> 婚姻届 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が町外の場合) <input type="checkbox"/> 夫と妻の印鑑(旧姓) <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入している方で名前の変更がある場合) <input type="checkbox"/> 本人確認書類
離婚届	届けた日に効力が生じる	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が町外の場合) <input type="checkbox"/> 夫と妻の印鑑 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入している方で名前の変更がある場合) <input type="checkbox"/> 本人確認書類
死亡届	死亡を知った日から7日以内	<input type="checkbox"/> 死亡届 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑(認印で可)
養子縁組届	届けた日に効力が生じる	<input type="checkbox"/> 養子縁組届 <input type="checkbox"/> 養親・養子の戸籍謄本(本籍地が町外の場合) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 養子が未成年の場合は家庭裁判所の許可の審判書(自己、配偶者の子、子孫と養子縁組をする場合は不要)
養子離縁届	届けた日に効力が生じる	<input type="checkbox"/> 養子離縁届 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本…養親、養子の戸籍謄本(本籍地が町外の場合) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 審判書・裁判確定証明書…裁判離縁の場合に必要です。(死亡した方との離縁の場合にも必要)

- ・戸籍の届出は、認印を持参してください。(浸透印は不可)
- ・戸籍の届出には住所変更の効力はないので、それぞれ転入届、転居届、転出届などを行ってください。
- ・休日や平日の時間外の届出は、宿直室で受付を代行していますが、住所変更の手続きはできませんので平日の開庁時間内にお越しください。

各種証明書の交付

🔍 住民福祉課 ☎62-2101

区分	手数料の名称	手数料の額
戸籍	戸籍の全部事項証明書(謄本)および一部事項証明書(抄本)交付手数料	1通につき450円
	除籍の全部事項証明書(謄本)および一部事項証明書(抄本)交付手数料	1通につき750円
	改製原戸籍の全部事項証明書(謄本)および一部事項証明書(抄本)交付手数料	1通につき750円
	届出・申請の受理または届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料	1通につき350円
	法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁または認知の届出の受理証明書交付手数料	1通につき1,400円
住民基本台帳	住民票の写しの交付手数料(除票を含む)	1通につき200円
	住民票の写しの広域交付手数料	1通につき200円
	個人番号カード再交付手数料	1枚につき1,000円
	住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき200円
	戸籍附票の写しの交付手数料	1通につき200円
	身分証明手数料	1通につき200円
印鑑	印鑑登録の証明手数料	1通につき200円
	印鑑登録証の交付手数料	1通につき200円

区分	手数料の名称	手数料の額
税	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき1,300円
	税務に関する証明 ※種類別、年度ごとに1通	1件につき200円
	税務に関する公簿等の閲覧 ※種類別、年度ごとに1冊	1冊につき200円
その他	犬の登録	1件につき3,000円
	犬の鑑札の再交付	1件につき1,600円
	狂犬病予防注射済票交付	1件につき550円
	狂犬病予防注射済票再交付	1件につき340円
	鳥獣飼養登録(更新を含む。)または登録票再交付申請手数料	1件につき3,400円
	その他の証明	1件につき200円

印鑑の登録・証明

📞 住民福祉課 ☎62-2101

登録	<input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 印鑑登録申請書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ・公的機関が発行した写真付身分証明書等のない方は… 佐々町に印鑑登録している方に、登録している印鑑で保証していただきます。保証人の印鑑登録証、登録している印鑑を持参のうえ保証人と共に来庁してください。 ・保証人がいない場合は… 照会書を本人に郵送します。照会書が届き次第、回答書に本人が署名押印して、有効期限内に回答書と登録する印鑑をご持参ください。
廃止	印鑑登録証と印鑑をご持参ください。

マイナンバーカード(個人番号カード)とは

📞 住民福祉課 ☎62-2101

マイナンバーカード(個人番号カード)とは、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、マイナンバー(個人番号)等が記載され、マイナンバー(個人番号)を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

- 取得できる方 佐々町の住民票に記載のある方(外国人住民も含まれます。)
- 有効期間 発行日において20歳以上⇒発行日から10回目の誕生日まで
発行日において20歳未満⇒発行日から5回目の誕生日まで
※外国人住民の方は、在留期間により上記と異なる場合があります。
- 手数料 初回交付無料



最新の情報はこちらで
確認してください

申請の手順・カードの受け取りに関してはホームページをご確認ください。





各種相談



最新の情報は
こちらで
確認してください。

くらしの各種相談窓口

📍 住民福祉課 ☎62-2101

種類	相談内容	相談員	相談日	会場
無料法律相談	民事、法的解釈を必要とするもの	弁護士	6.12月に各1回 13時30分～16時30分 (6名:事前予約制)	佐々町文化会館
行政相談	国、県、町、その他行政機関への意見、苦情、要望など	行政相談委員	随時 (電話:0956-62-2134)	電話対応
特設人権相談	人権に関する相談	人権擁護委員	6月1日 10時～15時 12月上旬頃 10時～15時	佐々町文化会館
女性の悩み・ 子どもの人権相談	女性および子どもの人権に関する相談	人権擁護委員	9月中旬頃 10時～15時	佐々町文化会館

各種相談





税金



最新の情報は
こちらで
確認してください。

町税とは

? 税務課 ☎62-2101

佐々町は、町民の皆さんが健康で快適な生活を送られるよう、いろいろな分野にわたって仕事を行っていますが、これらの仕事をするには多くの資金が必要です。町税は、その資金を町民の皆さんがその能力に応じて分担しあう性格のもので、いわば佐々町民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものです。

町税の各種証明書

発行できる証明書は以下の通りです。

- 所得証明 ・ 課税証明 ・ 名寄帳 ・ 無資産証明 ・ 資産証明 ・ 公課証明 ・ 評価証明 ・ 納税証明
- 滞納がないことの証明

● 郵送で請求する場合

※必要事項を記入した申請書、免許証等のコピー、手数料(定額小為替)、返信用封筒(宛先明記の上、切手を貼ったもの)を同封して請求してください。

※代理の方が請求される場合は、委任状も同封してください。

便利！安心！確実！口座振替制度について

口座振替とは、町民税や固定資産税、水道料金などを指定された預貯金口座から引落しをする制度です。手続きも簡単です。便利な口座振替をぜひご利用ください！

▶ 口座振替ができる税金・公共料金

- 町県民税(普通徴収) ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・ 保育料 ・ 住宅使用料
- 国民健康保険税(普通徴収) ・ 介護保険料(普通徴収) ・ 公共下水道受益者負担金
- 公共下水道受益者加入金 ・ 農業集落排水事業受益者加入金
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収) ・ 水道料金 ・ 奨学資金貸付基金返還金

※口座振替は、受付月の翌月分から開始します。

※振替日は納期月の25日です。(25日が土・日・祝日の時は翌営業日になります。)

※再振替は行っていませんので、振替日の前日までに通帳の残高をご確認ください。



税金

(以下は広告スペースです)



横尾みちる 税理士事務所

《 業務内容 》

・ 税務

- ◎法人・個人の決算、申告書類の作成
- ◎相続・贈与・譲渡など資産税に関するご相談及び申告書の作成
- ◎年末調整・給与計算・償却資産申告

・ 経営サポート

- ◎先見経営・先行管理システム造りのご相談・立案
- ◎建設業経営審査評点アップ対策

・ 会計

- ◎企業内容に合わせた会計システム造りのご指導
- ◎各種データの作成及びご指導

・ 許可

- ・ 認可
- ・ 申請その他書類の作成
- ・ 業務の合理化

TEL 0956-62-4162 FAX 0956-62-4163

〒857-0311 北松浦郡佐々町本田原免236番地の3 E-mail : scctati@herb.ocn.ne.jp

📌 手続きができるところ

- ・十八親和銀行本支店 ・ながさき西海農業協同組合本支店
- ・西海みずき信用組合佐々支店 ・ゆうちょ銀行、郵便局 ・役場出納室

※出納室では、口座番号や通帳届出印の確認ができませんので、口座振替利用申込書をお預かりして、金融機関にお渡しするだけになります。なお、ゆうちょ銀行の口座をご指定の場合は、お預かりすることができませんので、お近くの郵便局へ直接ご提出ください。

手続きに必要なもの

- 口座振替利用申込書
- 納税通知書(納入義務者の確認に必要です。納め終わったものでも構いません。)
- 預貯金通帳
- 通帳届出の印鑑

※申込書は町内の金融機関および出納室に備え付けてあります。町外の金融機関には置いていない場合がありますので、その際は出納室までお問い合わせください。

町税の種類について

個人町民税	個人町民税と個人県民税を合わせて、一般的に「個人住民税」と呼ばれます。個人住民税は個人の所得に対してかかる税金で、「均等割」と「所得割」があります。なお、個人住民税は、前年中の所得をもとに翌年度の税額を計算するため、1年遅れで税金がかかってきます。
法人町民税	法人町民税には、「均等割」と「法人税割」があります。均等割は、資本金等と従業員数に応じて負担していただく税金であり、法人税割は、事業年度内の利益に応じて負担していただくものです。
固定資産税	毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している方にその価格をもとに算定された税額を納めていただく税金です。 ※佐々町では、都市計画税は課税していません。
軽自動車税	軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車等にかかる税で、4月末日が納期限となっています。税率は種類別に1台当たりの年税額で決められています。 ※自動車税と異なり、税額の月割りはありません。 ※4月2日以降に名義変更した場合でも、前の所有者に課税されます。
町たばこ税	町たばこ税とは、国産たばこの製造業者、特定販売業者(輸入業者)および卸売販売業者が、町内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税金です。
国民健康保険税	国民健康保険税は、他の健康保険をやめたときや他の市区町村から転入してきたときなど、国保資格を取得したときから課税されます。



納税相談について

🔍 ☎62-2101

- 町県民税、固定資産税、軽自動車税についての相談先 **税務課**
- 国民健康保険税についての相談先 **保険環境課**

町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税)、国民健康保険税について、納期内に納付できない場合は、相談を受付けております。

相談については、誓約書等が必要となる場合もありますので印鑑をご持参ください。



国保・年金



最新の情報は
こちらで
確認してください。

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

保険環境課 ☎62-2101

こんなときは届け出を

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、保険環境課へ14日以内に届け出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	<input checked="" type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保護廃止決定通知
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 加入した健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 保護開始決定通知書
	死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書など

国民健康保険税

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

後期高齢者医療制度

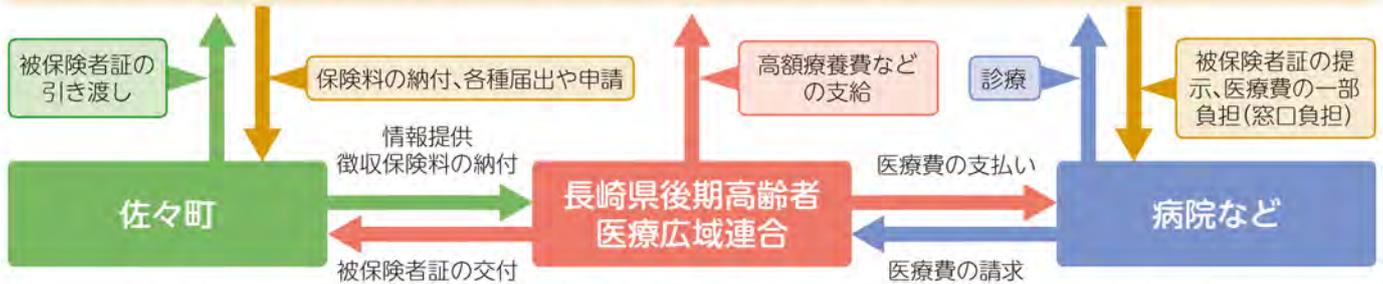
🔍 保険環境課 ☎62-2101

制度のしくみ

被保険者(長崎県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、長崎県内のすべての市町が加入する「長崎県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付で更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者全員が} \\ \text{均等に負担} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者の所得} \\ \text{に応じて負担} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{4月から翌年3月} \\ \text{までを1年間} \\ \hline \end{array}$$

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。



国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻
- 公務員の妻



第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる妻または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する 独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

		「こんなとき」具体例	必要なもの	期間
本庁が受付窓口です	加入しているとき	加入者の死亡	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳	14日以内
		厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 扶養抹消年月日がわかる書類など	
		会社など退職したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 退職日のわかる書類	
	年金を受けようとするとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本など	受給対象になったとき	
年金を受けているとき	引き続き年金を受けようとするとき(マイナンバーが確認できている人は不要)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給者現況届	誕生日または指定された日	
	年金を受けていた人が死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本など	14日以内	

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。



最新の情報は
こちらで
確認してください。

サービスを受けるために(申請→調査・判定→認定→計画の作成→利用)

② 住民福祉課 ☎62-2101 地域包括支援センター ☎62-6122

介護(介護予防)サービスの利用を希望される場合は、要介護認定の申請を行い、要介護認定を受ける必要があります。

※居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターが申請を代行して行うこともできます。

新規で申請される方、介護についての相談を希望される方は、お気軽に佐々町地域包括支援センターにご相談ください。

申請

本人やご家族の方が申請を行います。

申請に必要なもの

- 65歳以上の方
- 介護保険被保険者証
- 40歳～64歳の方
- 加入されている医療保険の被保険者証

調査・判定

- 訪問調査 町の認定調査員が、自宅や入所されている施設等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取る調査です。
- 主治医の意見書 主治医から介護を必要とする原因や病名などの記載を受けます。

【審査判定】

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。

認定

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当(自立)」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定され、その結果が通知されます。

※認定結果に不服があるときは、長崎県に設置されている介護保険審査会に不服を申し立てることができません。

計画の作成

「要支援1・2」の認定を受けた方は、地域包括支援センターが、「要介護1～5」の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、利用者やご家族の意見をふまえた介護計画(ケアプラン)を作成します。

利用

計画にそった必要な在宅サービスや施設サービスなどを利用します。

在宅サービスの費用の上限(利用限度額)

介護保険では、要介護度ごとに1か月に利用できるサービスの費用に上限(利用限度額)が設けられています。利用限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

(以下は広告スペースです)



虹の里

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 50床
短期入所生活介護(ショートステイ) 10床
通所介護(デイサービス)
居宅介護支援(ケアプラン作成)

佐々町八口免 805 番地 3

☎0956-41-1213
FAX0956-41-1210

高齢者介護についてのご相談、
施設見学はお気軽にどうぞ。



あやめの里

ユニット型特別養護老人ホーム 30床
ショートステイ 10床

佐々町八口免 805 番地 3

(施設の場所は虹の里に隣接しています)

☎0956-41-1213
FAX0956-41-1210

入所申し込みやショートステイ利用
についても随時受付中です。
尚、職員も募集しております。



ケアインファースト栄

介護付き有料老人ホーム 50床
住宅型有料老人ホーム 34床
ショートステイ 29床

佐世保市栄町5番9号

☎0120-361-801

☎0956-59-8222

FAX0956-59-8280

社会福祉法人 佐々川福祉会

介護保険料

65歳からは、健康保険料とは別に、個人ごとに介護保険料を納めます。

介護保険料は、基準額をもとに所得によって9段階に区分されます。基準額は、佐々町の高齢化の状況や介護給付費の見込みに基づき3年に1度見直しを行います。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、保健師、主任ケアマネージャー等が中心となって専門知識を活かし、介護予防をはじめ総合的な相談や権利擁護など、さまざまな支援を行います。高齢者のみなさんが健やかに住み慣れた地域で生活を続けていくためにも、地域包括支援センターを利用してください。

地域支援事業

被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となっても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

生活支援体制整備、介護予防ボランティア養成、いきいき百歳体操支援、認知症施策等に取り組みます。

介護予防ボランティア制度

住民主体の通いの場や訪問型の生活支援サービスにおいてボランティア活動を行います。地域包括支援センターから交付された「介護予防ボランティア手帳」に、活動に応じてスタンプが押印され、申請書を提出することで評価ポイント交付金に交換されます。

日々のボランティア活動を通し、地域に貢献していただくことを奨励・支援する制度です。

高齢者虐待防止に関する相談受付

虐待している人の半数以上、虐待されている約3割の人に自覚がないという調査結果が出ています。相手のことを思いやっているつもりが虐待につながっていることもあります。高齢者の虐待を防ぐポイントは早期発見と介護負担の軽減です。近所の見守り、日常的な声掛けなど、地域ぐるみの対応や社会的サービスを活用することが解決の糸口になります。「あの方、ちょっと気になるな…」と思ったらご相談ください。通報者は不利益を受けないよう法律で定められています。

高齢者の虐待や養護者(ご家族など)の支援に関する相談窓口

佐々町役場 住民福祉課
☎62-2101

佐々町地域包括支援センター
☎62-6122

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人 佐世保白寿会

介護老人保健施設
HARUYUKAI

さざ・煌きの里

在宅復帰・在宅生活を支援いたします

往復型利用 リハビリ

- 入所 ■通所リハビリ
- ショートステイ ■訪問リハビリ
- 居宅介護支援

北松浦郡佐々町八口免805-2 TEL 41-1122
<http://www.kiramekinosato.com/>

お気軽に見学 ご相談下さい

アットホームデイサービス 小規模(定員12名/日)
ドリームケア吉井 365日対応

佐世保市吉井町橋川内 26-5 TEL0956-64-2230





福祉



最新の情報は
こちらで
確認してください。

高齢者福祉 ② 住民福祉課 ☎62-2101

養護老人ホーム

65歳以上の方で、家庭環境、住宅環境などの理由が経済的に困窮しており、自宅での生活が困難と認められる方が対象となります。

<サービスの内容>施設を生活の場として、食事、入浴などの日常生活の援助を行います。

<利用者負担>利用負担金は、入所者本人の前年度収入に応じて決まります。(扶養義務者にも負担があります。)

通報設備費助成事業

緊急時の連絡に備えシルバーホーンあんしん設置者へ維持費の一部を支援します。

<対象者>65歳以上のひとり暮らしの高齢者で住民税非課税の方

<支給額>維持費の1/2以内の額

高齢者の外出支援タクシー助成事業

75歳以上の方の外出支援として、タクシー利用券の助成を行っています。

役場住民福祉課窓口までご来庁ください(ご家族など、代理の方でも手続きは可能です)。

手続きに必要なもの

- 本人が申請する場合
 - 本人の印鑑
 - 身分証明書(運転免許証、保険証など)
- 代理人が申請する場合
 - 本人の印鑑
 - 代理人の印鑑・身分証明書(運転免許証、保険証など)

介護用品購入補助(おむつ支給)

介護が必要となった高齢者の方等に対し介護用品を支給することにより、要介護者等の在宅生活の継続及び経済的負担の軽減を図り、福祉の向上に資することを目的とし支給します。

<対象者>要介護1以上と判定された在宅の高齢者及び膀胱障害がある方で住民税非課税の方

<支給額>月額5,000円以内

障害者福祉 ② 住民福祉課 ☎62-2101

各種手帳

身体障害者手帳

身体に永続すると認められる障がいがある方に、身体障がい者手帳を交付しています。

●交付について

手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳交付申請書
 - 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師の診断書
 - 本人の写真
- ※所定の用紙は住民福祉課窓口にあります。

療育手帳

知的障がい者(児)への指導、相談を行い、種々の援助措置が受けられるように、知的障がい者(児)に、療育手帳を交付しています。

●交付について

手続きに必要なもの

- 療育手帳交付申請書
 - 本人の写真
- ※所定の用紙は住民福祉課窓口にあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。

●交付について

手続きに必要なもの

- 障害者手帳申請書
 - 医師の診断書等
 - 本人の写真
- ※所定の用紙は住民福祉課窓口にあります。

障害者福祉医療費助成制度

障がい者(児)が社会保険等で医療を受けた場合は、その自己負担額の一部について助成します。

- 助成対象者 身体障害者手帳1～4級所持者
療育手帳A1～B1所持者
精神保健福祉手帳1級所持者
※精神保健福祉手帳所持者は通院のみ
- 申請書 福祉医療費助成申請書
- 申請できる期間 診療月の翌月から5年間です。
(例)本年4月診療分の場合→本年5月～5年後の4月
※申請できる期間を過ぎると助成を受けられませんので、ご注意ください。

自立支援医療(更生医療・精神通院医療)

心身の障害を除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。更生医療は身体障害者手帳所持者が対象で、障害に応じて関節形成術、心臓手術、じん臓移植、人工透析などが受けられます。また、18歳未満の児童には「育成医療」が適用されます。

精神通院医療は精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方が対象です。
※所得に応じて自己負担額が変わります。

補装具

身体の失われた機能を補うため、義肢や車いす、補聴器などの購入(修理)費用を支給します。介護保険対象の方は、介護保険の福祉用具に同じ品目があれば、原則として介護保険が優先となります。
※所得に応じて自己負担額が変わります。

地域生活支援事業

▶ 日常生活用具

在宅の障がい者に特殊寝台やストマ用装具などの日常生活用具を給付します。介護保険対象の方は、介護保険の福祉用具に同じ品目があれば、原則として介護保険が優先となります。
※所得に応じて自己負担額が変わります。

▶ 特別支援学校通学支援

義務教育課程にある障がい児の特別支援学校への通学について、移動介護・車両の運行委託により支援を行います。
※所得に応じて自己負担額が変わります。

▶ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の身体障害者手帳所持者に対し、手話奉仕員、手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、社会生活におけるコミュニケーションを支援します。

▶ 身体障害者訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者に対し訪問による入浴サービスを実施します。介護保険対象の方は、原則として介護保険が優先となります。

(以下は広告スペースです)

就労継続支援 B型事業所
レインボーワークス
rainbow works

見学・体験を
お待ちしております。
連絡頂ければ
送迎も出来ます

障がい者手帳をお持ちの方で
働きたい方はいませんか？

就労継続支援 B型事業所とは
障がいをお持ちの方で、一般企業への就労や就労移行支援を受けることが困難な方を対象に、生産活動や社会参加の機会を提供し、自立に向けた支援を目的としています。

私達の事業所では色々な作業があるので
誰でも出来るあなたに合う仕事が見つかります。

長崎県北松浦郡佐々町松瀬93-1
TEL 0956-37-6751 FAX 0956-37-6752
株式会社 アンリミテッド ハーツ



障害福祉サービス

障がい者の方がホームヘルプや施設の入所・通所などのサービスを利用する際の介護給付費・訓練等給付費を支給します。

※所得に応じて自己負担額が変わります。

障害児通所サービス

障がい児の方が療育・訓練支援を受けるために施設への通所サービスを利用する際の給付費を支給します。

※所得に応じて自己負担額が変わります。

特別障害者手当

最重度の身体・知的障害があるために、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者に支給します(施設入所者、3か月以上の長期入院者は除く)

※所得制限があります。

障害児福祉手当

重度の身体・知的障害があるために、日常の生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児に支給します(施設入所者は除く)児童が障害年金等を受給している場合は対象外です。

※所得制限があります。

心身障害者(児)福祉タクシー助成事業

療育手帳A1またはA2の交付を受けている方、身体障害者手帳1級または2級で車いすを常用している方、視覚障がい者で1級または2級の判定を受けている方、じん臓機能障害で通院による人工透析を受けている方がタクシーを利用する場合、その料金を助成します。

身体障害者用自動車運転免許取得費助成金支給事業

身体障害者手帳の障害程度が1級～4級である上肢、下肢または体幹機能障害の方に対し自動車の運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

※所得制限があります。

身体障害者用自動車改造費助成金支給事業

身体障害者手帳の障害程度が1級～4級である上肢、下肢または体幹機能障害の方に対し自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成します。

※所得制限があります。

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付をしています

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、身に着けることで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

「ヘルプカード」とは、障害のある方などが災害時や緊急時など、周囲の方に提示することで、手助けを求めるときのカードです。

パーキング・パーミットの交付をしています

「パーキング・パーミット」とは、身体・知的の障害または高齢・難病により歩行困難な利用者やけが・妊産婦の方で一時的に歩行困難な方が、公共施設等の駐車場を使用する際に掲示することができる身障者用駐車場利用証です。

社会福祉

🔍 住民福祉課 ☎62-2101

生活保護

自分の収入だけでは最低生活を営むことができない方に対して、最低生活を保障する救済制度です。最低限度の生活を保障するため必要な給付を行うとともに自力で生活していけるよう支援することを目的としています。

※生活保護のことについては、東彼・北松福祉事務所(☎22-3211)、住民福祉課窓口または地区の民生委員にご相談ください。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域において援助を必要とする生活にお困りの方・高齢者・児童・母子世帯・障害のある方へ、福祉の推進のため努めていただいています。ひとりで悩まずに相談してください。



健康・予防



最新の情報は
こちらで
確認してください。

健康教室

② 健康相談センター ☎63-5800

健康づくりに役立つ各種教室(生活習慣病予防教室・エクササイズなど)を実施しています。詳しい内容や日程は「広報さざ」やホームページでお知らせします。

出前講座

② 健康相談センター ☎63-5800

専門職が各事業所や町内会へ出向き、健康に関する講話や実習・実技を行います。

住民健診

② 健康相談センター ☎63-5800

対象者に対して、健康診査・各種がん健診等を実施しています。自分のため、家族のために毎年健診を受けましょう。集団検診と個別健診を実施していますので、くわしくはお問い合わせください。

- 種類:各種がん検診(胃・肺・大腸・子宮頸・乳・前立腺)、肝炎ウイルス検査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、腹部超音波検査、動脈硬化検診、胃がんリスク検診、基本健康診査、若年層健康診査

健康相談

② 健康相談センター ☎63-5800

健診結果の説明、生活習慣病の予防などに関する相談や食生活に関する相談、こころの相談を個別にお受けします。また、電話による相談もお受けします。

健康づくりボランティア(健康づくり協力委員・食生活改善推進員)の募集

② 健康相談センター ☎63-5800

健康づくりに関心のある方を対象に、地域の健康づくりを推進してくださる方を募集しています。

予防接種(乳幼児・成人・高齢者)

② 健康相談センター ☎63-5800

感染症の発生・まん延予防のため定期予防接種を実施しています。

- 種類:ロタウイルス、ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん予防)、成人風しん、高齢者肺炎球菌、インフルエンザ



健康・予防

(以下は広告スペースです)

フィットネス&岩盤浴
エクサプラス
スポーツジム・コンディショニング整体
天然岩盤浴

月～金曜日 10:00～21:30
土・日・祝日 10:00～18:00
定休日 毎月第1月曜日
佐々町羽須和免 826-3 ☎ 88-7632
(図書館そば)

女性・シニア向けジム
佐々健康モール

月～金曜日 10:00～19:00
土曜日 10:00～13:00
定休日 日曜日・祝日
佐々町口石免 444-5 ☎ 88-7416
(エクサ運動倶楽部)





子育て・教育

妊娠の届出・母子健康手帳の交付

📍 健康相談センター ☎63-5800

妊娠した方は、妊娠中のお母さんと子どもさんの健康を記録する大切な母子健康手帳を申請しましょう。

受付場所: 佐々町健康相談センター

●受付日: 第1月曜日(祝日を除く)

●受付時間: 9時～11時30分

※交付に30分程度かかります

※ご都合がつかない場合は随時対応いたします。

持ち物

- ☑ 妊婦さんの個人番号(マイナンバー)が記載された書類(通知カードなど)

妊婦健康診査

📍 健康相談センター ☎63-5800

妊娠中は、ふだんより健康に気をつけなければなりません。妊婦健康診査を定期的に受診しましょう。

●受診の目安: 妊娠初期～23週: 4週間に1回

妊娠24週～35週: 2週間に1回

妊娠36週～: 1週間に1回

出生届

📍 住民福祉課 ☎62-2101

出生の日から14日以内に届出を行ってください。産婦人科で出生証明書(出生届の右側の欄)を記入してもらって、住民福祉課窓口へ出生届を提出してください。

必要な物

- ☑ 出生証明書(出生届) ☑ 届出人の印鑑
- ☑ 健康保険証 ☑ 母子健康手帳
- ☑ 通帳等口座がわかるもの

📖 児童手当(公務員の方以外)の手続きP46、乳幼児医療の手続きP45、国民健康保険に加入する場合P36

母子保健事業

📍 健康相談センター ☎63-5800

乳幼児健診・歯科検診・育児相談

子どもの心身の健康状態を確認し、子どもの心身の健康増進を図ります。

●場所: 佐々町健康相談センター

●内容: 身長・体重測定、問診、診察、内科、歯科、保健指導、栄養指導など

📞 佐々町の市外局番は **0956** です。

種別	対象	受付時間
赤ちゃん相談	12か月児まで	13時～14時
赤ちゃん健診	4～5か月児	13時～13時30分
歯っぴー教室	10～11か月児	13時～13時30分
1歳6か月児健診	1歳6～8か月児	13時～13時30分
幼児歯科検診	2歳・2歳6か月児・3歳児	13時～13時30分
3歳児健診	3歳6～8か月児	13時～13時30分
5歳児健診	5歳～5歳2か月	13時～13時30分
なんでも相談	年齢制限なし	毎月第1月曜 9時～11時30分

※必ず母子健康手帳を持参してください。

※赤ちゃん健診、歯っぴー教室、1歳6か月児健診、幼児歯科検診、3歳児健診、5歳児健診は、対象の方に個別通知します。

子育て世代支援センター(ぽっかぽか)

📍 健康相談センター ☎63-5800

妊娠期から子育て期まで切れ目ないサポートを提供するため、健康相談センター内に「子育て世代支援センター(ぽっかぽか)」を開設しました。

妊娠・出産・育児に関する不安な気持ちをお持ちの皆さまに、安心して出産し子育てをすることができるようにサポートする窓口です。保健師等の専門職や関係機関のスタッフが連携して、総合的にサポートしていきます。

●住所: 佐々町健康相談センター
(佐々町市場免23-1)

●時間: 月～金曜日
8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)



ひなぽか

医療費や手当について

📍 住民福祉課 ☎62-2101

乳幼児、小・中高校生福祉医療費助成制度

佐々町では、乳幼児及び子どもの健やかな育成、父子・母子家庭や障がい者の保健と福祉の向上を願って、各種の医療費助成制度を設けております。

乳幼児福祉医療

●対象者: 就学前の児童(0歳から6歳到達後の最初の3月末までの方)

●助成内容: 医療機関に支払った月の合計金額が、自己負担額を超えた場合にその差額を支給いたします。

小・中高校生福祉医療

●対象者: 18歳到達後の最初の3月末までの方で、乳幼児福祉医療に該当しない方

●助成内容: 「乳幼児福祉医療」と同じ

ひとり親家庭福祉医療

- 対象者:父子・母子家庭で20歳未満の子どもを養育している方。
父子・母子家庭、または父母のおられない18歳未満の方
- 助成内容:医療機関に支払った月の合計金額が、自己負担額を超えた場合にその差額を支給します。
- 所得制限:有り

児童手当

- 対象:中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童
- 支給月額:所得制限限度額未満(児童手当)
 - ・0歳～3歳未満 15,000円(一律)
 - ・3歳～小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)
 - ・中学生 10,000円(一律)※児童数は、18歳到達後の最初の3月31日までの児童について年長者から第1子、第2子……と数えます。
※所得制限限度額以上(特例給付)は年齢に関係なく児童1人あたり5,000円(一律)
- 支給時期:毎年2月、6月、10月の5日
※毎年6月に「現況届」をお送りします。

児童扶養手当

- 対象者:次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父または母や、父または母にかわってその児童を養育している人(養育者)です。
なお、児童が一定の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
 1. 父母が離婚(事実婚を含む)した後、父または母と生計を同じくしていない児童
 2. 父または母が死亡した児童
 3. 父または母が施行令に定める障害の状態にある児童
 4. 父または母の生実が明らかでない児童
 5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 6. 配偶者からの暴力(DV)により、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 7. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 8. 母が婚姻によらないで生まれた児童
 9. 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童ただし、1から9に該当しても資格がない場合があります。詳しくは、住民福祉課までお問い合わせください。
- 手当の支払:1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回、その前月までの2ヵ月分が指定した金融機関の口座へ振り込まれます。
手当の額:手当支給の月額(令和2年4月現在)

児童数	全額支給される者	一部支給される者 (所得に応じて決定)
1人のとき	43,160円	10,180円～43,150円
2人のとき	10,190円	5,100円～10,180円
3人以上のとき	6,110円	3,060円～6,100円



特別児童扶養手当

- 対象: 20歳未満で、身体または知的・精神に中程度以上の障害のある児童を養育している父もしくは母、または養育者に対し手当が支給されます。(所得による支給制限があります)
※ただし、障害を事由に年金を支給される児童や児童福祉施設等に入所している児童は、対象となりません。
- 手当額: 1級の場合: 1人につき月額52,500円
2級の場合: 1人につき月額34,970円
(令和2年4月現在)
※手当は、4月、8月、11月にそれぞれ前月(11月は当月)までの4ヵ月分が支給されます。

子育て支援拠点事業「ぷくぷくクラブ」

子育て中の同じ世代との交流や核家族化により子育ての協力が得られないなど「子育て」で悩みをお持ちの方、遊びや話をして友達を増やしませんか？

佐々町地域子育て支援拠点「ぷくぷくクラブ」では、毎回2名のスタッフが利用者の方の子育てについての相談、情報の提供、助言等を行っています。

- 対象者: 子育て世帯の親と子
※未就学児対象
- 開所日: 毎週火曜日、水曜日、金曜日 10時～15時
(祝日、お盆、年末年始を除く。)
- 場所: 福祉センター1階ボランティア室
(佐々町市場免23-1)
- 利用料金: 登録費として、一家族につき年間500円が必要です。
実費を伴う事業がある場合は、その都度ご負担をお願いします。
※利用される前に、利用申込書に必要事項を記入していただきます。
- お問い合わせ先: ☎76-7443(火・水・金)
(ぷくぷくクラブ)

一時預かり(一時保育)事業

冠婚葬祭、親の看護や介護、急な用事などで、乳幼児のお子さんを保育できなくなったとき、保育士や長崎県の研修会に参加した保育サポーターの方が、一時的にお子様をお預かりいたします。

- 対象: 佐々町内に住民登録をされている乳幼児。
(原則として小学校未就学児で保育所等での保育を受けていない乳幼児)
- 利用時間: 8時～17時(土曜、日曜、祝日、12月28日～1月4日を除く。)
- 実施場所: 福祉センター1階ボランティア室
(佐々町市場免23-1)
- 保育料金: 1時間当たり一人500円。(兄弟姉妹を同時に預けられる場合は、2人目以降1時間当たり一人300円を追加)
※当日キャンセルの場合は、1時間分のキャンセル料が必要です。
※利用される日の前日までに、利用申込書に必要事項を記入していただきます。
※お子さんが必要とされる物はお持ちくださいますようお願いいたします。(例えば、着替え、オムツ、お尻ふき、ビニール袋、飲み物、ミルク、おやつ、タオルなど)



保育所(園)・認定こども園

施設区分	施設名	住所	電話番号
保育所	さざなみ保育園	古川免111	☎63-2513
	佐々神田保育園	神田免112-3	☎62-2311
	佐々町立第2保育所	小浦免746	☎62-2231
幼保連携型認定こども園	佐々青い実幼児園	市場免113-7	☎62-2073

入学・転校の手続き

📞 教育委員会 ☎62-2128

小学校への入学

小学校に入学するお子さん(前年4月2日からその年の4月1日までの1年間に満6才になる児童)には、入学する年の前年10月頃に、教育委員会から「就学時健康診断通知書」をお送りします。また、入学する年の1月末までに「入学通知書」をお送りします。

中学校への入学

中学校に入学する年の1月末までに「入学通知書」をお送りします。町外の中学校へ就学を予定されている場合には、教育委員会総務班へご連絡ください。

転校する場合

校区外の小・中学校へ転校する際には、教育委員会および学校での諸手続きが必要です。

(以下は広告スペースです)

学校アルバム制作・成人式
七五三・各種記念写真撮影



森山スタジオ
佐々町羽須和免824-1
☎0956-62-6446
Mail: moriyama522000@yahoo.co.jp

(以下は広告スペースです)



社会福祉法人 さざなみ福祉会

さざなみ保育園

佐々町古川免111番地
Tel.0956-63-2513 Fax.0956-63-2581

小・中学校一覧

区分	学校名	住所	電話番号
小学校	佐々小学校	中川原免111-1	☎62-2076
	□石小学校	須崎免389	☎62-3515
中学校	佐々中学校	本田原免111	☎62-3121

就学援助制度について

🔍 教育委員会 ☎62-2128

小・中学校の就学において、経済的な理由により学用品費や学校給食費などの負担が困難なご家庭に対し、一定の援助を行う就学援助制度があります。

くわしい内容につきましては、教育委員会総務班までお問い合わせください。

●援助の内容：学用品費・新入学児童生徒学用品費・通学用品費・通学費・修学旅行費・卒業アルバム代等・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・学校給食費・医療費（う歯など特定の疾病に限る）

※援助費の支給額については、町の要綱に定める額を限度とします。

●手続き：援助を希望される保護者は、準要保護児童生徒認定申請書を教育委員会へ提出してください。

※申請は随時受け付けていますが、支給は受付月以降となります。

学童保育

🔍 住民福祉課 ☎62-2101

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の指導を行うことにより、児童の健全な育成を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

●対象者：保護者（同居している祖父母等を含む）が就労・病気などで放課後等に家庭で保育できない小学1年生から小学6年生

●保育時間：平日（月～金）・・・下校時から19時まで
土曜日、（春・夏・冬）休み、学校行事による休み・・・7時30分～19時まで

※日曜日、祝日、お盆、年末年始のほか、天候等により開所できない場合は休みとなりお預かりできません。

●料金：児童1人につき 月額5,000円（別途共済保険料2,000円／年がかかります。）
※条件を満たす場合は減額となる場合があります

●利用申請：放課後児童クラブ利用申請書、就労証明書または就労申告書（自営業等）、学童保育調査書、同意書の書類を住民福祉課に提出してください。

●実施場所：佐々小学校、□石小学校

妊娠から子育て期に関する最新の情報はこちらで確認してください



子育て支援に関する最新の情報はこちらで確認してください



学校に関する最新の情報はこちらで確認してください





図書館・文化施設・スポーツ施設



最新の情報は
こちらで
確認してください。

図書館

📍 図書館 ☎41-1800

- 住所: 羽須和免838-1
- 開館時間: 10時～18時 ※金曜日は20時まで
- 休館日: 月曜日、年末年始(12月28日～1月4日)、館内整理日など

はじめて利用するときは

利用者カードをお作りしますので、利用申込書をカウンターへ提出してください。

利用者カードは、町内に住んでいる方、町内に勤務・通学している方、北松浦郡・松浦市・平戸市・佐世保市・東彼杵郡に住んでいる方ならどなたでも作ることができます。

※本人確認を免許証・保険証等でさせていただきます。

貸出期間・冊数

種別	貸出冊数	貸出期間
雑誌(最新号以外)	10冊まで	1週間
本・紙芝居		2週間
CD・DVD・ビデオ	2点まで	1週間

- 雑誌は、最新号以外を借りることができます。
- 本館にない資料は、ミライon図書館などから借りることができます。
- 紙芝居、CD・DVD等の視聴覚資料は小学生以下(保護者同伴であれば可)への貸出はできません。

文化会館、皿山窯体験施設

📍 文化会館 ☎62-3101 皿山窯体験施設 ☎62-6772

文化会館

照明・音響設備、音響反射板が設置されている大ホールをはじめ、中ホールや研修室などで、さまざまな用途にご利用いただける施設です。

- 住所: 本田原免146
 - 利用時間: 9時～22時
 - 休館日: 火曜・年末年始(12月28日～1月3日)
- 利用について詳しくはホームページをご確認ください。

皿山窯体験施設

市の瀬窯跡の目の前にある、昔ながらの窯業技術を体験できる施設です。年に二回、施設に併設復元された登り窯での窯焚き体験も実施しています。

- 住所: 鴨川免351
 - 電話: 62-6772
- 陶芸教室の日程や料金はホームページをご覧ください。



スポーツ施設

🔍 公民館 ☎62-6294

千本運動公園

- 住 所:羽須和免200
- 設 備:グラウンド(照明あり)/遊具
- 利用時間:8時30分~21時30分
- 休 館 日:第2・第4月曜日
年末年始(12月28日~1月3日)

サン・ビレッジさざ

- 住 所:小浦免41-3
- 電 話:☎62-3338
- 設 備:屋内テニスコート(3面)/屋外テニスコート(3面・照明あり)/テニス練習板(2面)/多目的グラウンド(照明あり)/屋外ゲートボール場/ロッカー室/シャワー室
- 利用時間:8時30分~21時30分
- 休 館 日:月曜(スポーツの日を除く)
年末年始(12月28日~1月3日)

弓道場

- 住 所:羽須和免88-2
- 設 備:道場/控室/倉庫/トイレ
- 利用時間:8時30分~21時
- 休 館 日:第2・第4月曜日
年末年始(12月28日~1月3日)

町民プール

- 住 所:羽須和免88-2
- 設 備:競泳プール/遊泳プール/更衣室(男女)/シャワー室(男女)
- 利用時間:夏休み期間 13時~19時
- 休 館 日:8月13日~15日

町民体育館

- 住 所:本田原免123
- 設 備:バスケットコート(2面)/バレーコート(2面)/バドミントン(6面)/卓球/ステージ/客席(346席)/トレーニングルーム/更衣室/シャワー室
- 利用時間:8時30分~21時30分
- 休 館 日:第2・第4月曜日
年末年始(12月28日~1月3日)

北部地区体育館

- 住 所:神田免21-12
- 設 備:バスケットコート(1面)/バレーコート(1面)/バドミントン(3面)
- 利用時間:8時30分~21時
- 休 館 日:第2・第4月曜日
年末年始(12月28日~1月3日)

南部地区体育館

- 住 所:口石免1336-1
- 設 備:バスケットコート(1面)/バレーコート(1面)/バドミントン(3面)
- 利用時間:8時30分~21時
- 休 館 日:第2・第4月曜日
年末年始(12月28日~1月3日)

学校体育館・グラウンド

- ・佐々小学校 体育館
 - ・口石小学校 体育館
 - ・佐々中学校 体育館・グラウンド(照明あり)
 - ・北部運動公園 グラウンド
- ※詳しくは、公民館へお尋ねください。



その他の生涯学習関連施設

公民館・勤労青少年ホーム

- 住所: 本田原免123
- 電話: ☎62-6294
- 設備: 会議室 / 研修室 / 集会室 / 軽運動室
音楽室 / 和室 / 調理実習室

公民館

- 開館時間: 8時30分～22時
- 休館日: 年末年始(12月28日～1月3日)

勤労青少年ホーム

- 開館時間: 17時00分～22時00分
- 休館日: 日曜・祝日・年末年始(12月28日～1月3日)

地域交流センター

- 住所: 本田原免123
- 電話: ☎62-6294
- 設備: 多目的室1・2 / 会議室1 / 会議室2
更衣室 / シャワー室
- 開館時間: 8時30分～22時
- 休館日: 年末年始(12月28日～1月3日)

農業体験施設

- 住所: 平野免220
- 電話: ☎62-6368
- 設備: 宿泊室 / 調理室 / 研修室 / 入浴施設
青空広場 / 体験農園
- 利用時間: 日帰り: 10時～16時
宿泊: 16時～翌日10時
- 休館日: 火曜日及び12月29日～1月3日





農業

② 産業経済課・農業委員会 ☎62-2101

農地の売買(賃借)・転用・改良に関する申請手続きについて

農地を売買、贈与、転用および賃貸借されるときは、農地法に基づいて農業委員会または、県知事の許可を受けなければなりません。許可を受けないで行った売買や賃借(農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に基づくものを除く)は、法律上効力を生じません。必ず農業委員会へ許可申請手続きをしてください。

農業振興地域制度

佐々町では、優良農地の確保および農地の乱開発を防止するために農業振興地域農用地区を設定しています。農用地区内に住宅建築等される場合は、農業委員会への農地転用申請の前に産業経済課へ農用地からの除外申請手続きが必要です。

農業用のため池の保全に向けて

ため池点検・管理を次の通り実践しましょう

1. 避難先など緊急時の体制を事前に決めておきましょう
2. 点検や見回りの際は、安全確保のため、必ず複数の人で行動しましょう
3. 年に1回以上、草刈りを行い漏水や亀裂などの異常がないか確認しましょう
4. 年に1回程度はため池の水位を下げ、堤内の点検をしましょう
5. 定期的な点検・補修とその記録を保管しましょう
6. 非常時の応急資材(土のう、杭、ロープなど)の準備をしておきましょう
7. 大雨が予想されるときは、堤体を越流しないよう水位を管理しましょう
8. 転落事故などを未然に防止するために防護柵や立入禁止・危険告知看板設置など施設の安全対策と点検を行いましょう

伐採について

木を伐採するためには農林水産省の令で定める手続きに従い、事前に町へ伐採届を提出する必要があります。

狩猟免許について

イノシシなどの鳥獣を捕獲するためには、原則狩猟免許の取得が必要です。新規狩猟免許取得試験についてはお問い合わせください。また試験に係る講習会につきましても開催されていますので、詳しくはお問い合わせください。

商工業

② 産業経済課 ☎62-2101

長崎県よろず支援拠点ホームページ・補助金等申請支援窓口

② ☎095-828-1462

長崎県よろず支援拠点ではコロナ対策室(補助金等申請支援窓口)を開設し、中小・小規模事業者向けの補助金・助成金の申請に関するご相談を承っております。

詳しくは、長崎県よろず支援拠点のホームページをご覧ください。



議会



最新の情報は
こちらで
確認してください。

議会のしくみ

町議会は、町の重要な事項についての意思決定機関として「地方自治法」で設置され、町民の選挙で選ばれた議員によって構成されています。

議員の定数は、地方自治法により人口に応じて定数の上限が定められており、本町の場合上限が22人(法定定数)ですが、町の条例で10人(条例定数)としています。

町議会の本会議は、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があり、条例の制定・改廃や予算、請願・陳情の審査等、町政の重要な案件を審議し、議決します。

町議会と町長はお互いに独自の権限を持ち、車の両輪のごとく、よりよいまちづくりに努めています。

請願・陳情

町政についての要望があるときは、どなたでも町議会に対して請願や陳情をすることができます。紹介議員があるものを請願、ないものを陳情としています。請願・陳情を希望される方は、佐々町議会議長宛に文書で提出をしていただきます。

請願(陳情)書には、要旨、理由、住所、氏名等の記載および押印が必要となります。

傍聴

本会議は原則として公開されており、どなたでも自由に傍聴できます。

傍聴で、町議会活動に触れていただくことによって、町政の方針や町議会の活動などを知ることができ、町民の方は、自分の選んだ議員の活動を身近に見ることができます。

傍聴席は本会議場(町役場3階)にあり、入場の際は、議場前廊下に掲示してある傍聴規則を一読のうえ、厳守して傍聴ください。

また、入場される前に、傍聴人受付票に住所、氏名、年齢を記入していただきます。



商工会は、小規模企業や中小企業のみなさまを応援します!!



商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、
お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。
また、国・県・佐々町の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもあり、
小規模事業者のみなさまを支援するために様々な事業を実施しています。
もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施しています。



経営相談

経営相談

経営のことでお悩みの事業者のみなさまに対し、様々な課題についてアドバイスを行っています。経営相談・支援は、商工会の窓口で行うだけでなく、定期的に地域を巡回してアドバイスを行っています。さらに、法律や税金などの専門家が事業者のみなさまの相談に応じています。もちろん相談についての秘密は厳守します。

税務・経理相談

税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに？など、みなさまのお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、懇切丁寧にアドバイスを行っています。決算や申告期には、商工会の顧問税理士がみなさまの専門の相談員として税務相談に応じています。

金融・資金繰り相談

無担保・無保証・低利の金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。中小企業向けの制度融資は多岐にわたるため、事業者のみなさまの状況を聞き取りし、日本政策金融公庫や県・町の制度融資、信用保証制度など、最適な制度をご紹介します。

講習会・講演会

商工会では、事業者のみなさまが必要な知識や技術などに関する情報を提供するために、各種講習会や研修会などを開催しています。

販路開拓支援

インターネットを活用した企業情報など各種地域情報を発信し、みなさまのビジネスチャンスの拡大や地域の活性化を目指しています。その他、物産展や商談会への出展、アンテナショップへの出品支援など地域の特産品を展開する支援を行っています。

労務相談

みなさまの企業にお勤めの従業員の福利厚生のために、労働保険、退職金などについて、ご相談にのり、アドバイスをしています。

専門家派遣(エキスパートバンク事業)

商工会では、みなさまの多様なニーズにお応えするために、様々な分野の専門家の派遣を行っています。専門家の派遣費用は無料となっていますので、積極的にご活用ください。

共済について

商工会では商工業の皆様のために、安心で有利な各種共済、年金、保険制度をご用意しております。
加入のご相談も承っておりますので、お気軽にご利用ください。



佐々町商工会

ホームページ <https://r.goope.jp/srb-42-47>

〒857-0311 長崎県北松浦郡佐々町本田原免123 TEL:0956-62-3171 FAX:0956-62-6589

佐々町内の 病院・医院一覧



名称	所在地	電話番号
からすやま整形外科	□石免366-1	41-1500
かわかみ皮フ科クリニック	本田原免107-1	41-1017
かわむら内科	市場免7-1	62-6789
佐々病院	□石免1108-3	62-2184
徳田医院	本田原免228	62-2025
とくだ眼科	松瀬免99-3	41-1717
平井産婦人科	羽須和免780-5	62-3903
前田外科胃腸科医院	市場免15-1	62-6868
やまぐち小児科	本田原免112-1	41-1661
山田医院	本田原免137-3	63-3611

令和3年1月現在



かかりつけの病院・医院、歯科医院、薬局を持ちましょう。



佐々町内の 歯科医院一覧



名称	所在地	電話番号
いわや歯科	本田原免171-1	62-2013
かわむら歯科	羽須和免795-1	62-6699
さとうこども歯科	小浦免5-62	40-1881
てらさき歯科	本田原免49-1	63-5354
西田歯科	市場免7-8	62-6480
はただ歯科	須崎免494-1	62-6003
ふくだ歯科	本田原免85-1	42-7020
みくりや歯科	本田原免190-6	63-2220

令和3年1月現在

佐々町内の 薬局一覧



名称	所在地	電話番号
あおやぎ薬局佐々店	須崎免506-2	63-3494
アップル調剤薬局佐々店	松瀬免100-4	41-1888
いちば薬局	市場免15-4	63-5867
佐々調剤薬局	市場免7-3	63-5082
すぎやま薬局	口石免366-1	41-1200
すまいる薬局	本田原免110-1	41-1930
はすわ薬局	羽須和免834	62-3837

令和3年1月現在



歯科・小児歯科・矯正歯科

医療法人

西田歯科医院

院長 西田 耕也

佐々町市場免7-8

☎0956-62-6480



Nishida Dental Clinic



FUKUDA DENTAL CLINIC

ふくだ歯科医院

歯科・小児歯科 院長 福田英喜

診療時間

月▶金 9:00▶13:00 (土) 9:00▶13:00
14:00▶18:00

休診日 日・祝日

佐々町本田原免 85-1 ☎42-7020

すまいる薬局

有限会社スマイルファーマシー
管理薬剤師 川原 一能



佐々町本田原免110-1

☎0956-41-1930

小児科

医療法人

やまぐち小児科



佐々町本田原免112-1

(0956)

☎41-1661



みくりや歯科医院

〒857-0311 長崎県北松浦郡佐々町本田原免190-6

☎ 0956-63-2220



かわむら歯科医院

KAWAMURA DENTAL CLINIC

平日 9:00~12:30 14:00~18:00

土曜 9:00~12:30 午後休診

休診日 日曜・祝日

佐々町羽須和免795-1 ☎0956-62-6699

さとうこども歯科

診療時間/AM 9:30~13:00

PM 14:30~19:00

休診日/木曜日・日曜日・祝日

長崎県北松浦郡佐々町小浦免5-62

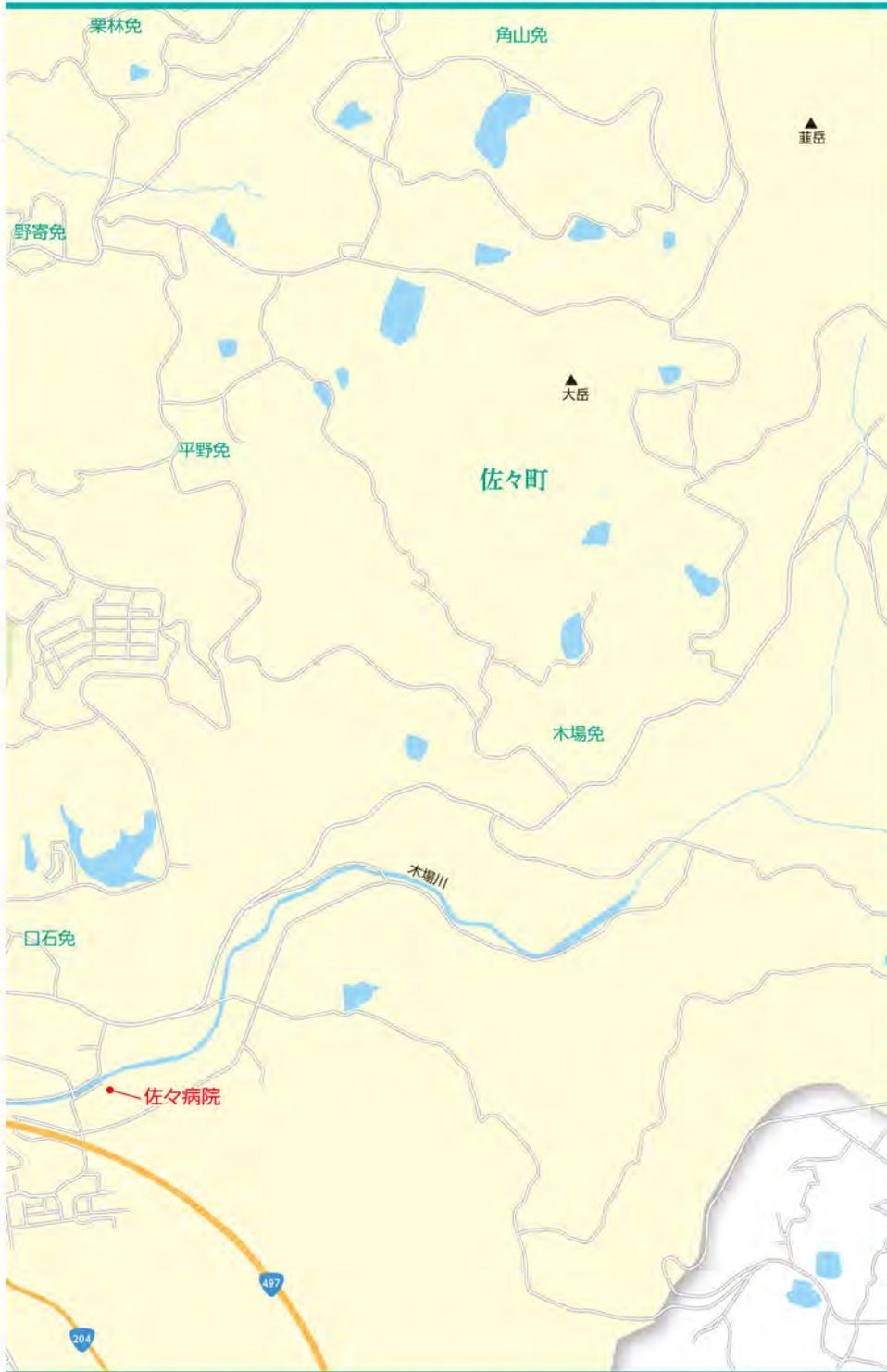
TEL 0956-40-1881



この地図の制作にあたっては、イングリメント・ピー株式会社の地図データベースを使用しました。
©2020 INCREMENT P CORPORATION



マップ上には、広告をご掲載いただいた施設のみ表示しています。



てらさき 歯科医院

診療時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～13:00
休診 日曜日・祝日

佐々町本田原免49-1 ☎63-5354

平井産婦人科

診療時間 月・火・水・木・土 日・祝日：休診
午前 9:00～12:30 (受付12:00まで)
午後 14:00～19:00 (受付18:30まで)
金曜日 午前 9:00～12:30 (受付12:00まで)
午後 14:00～18:30 (受付18:00まで)

佐々町 羽須和免780-5 TEL:0956-62-3903

からすやま整形外科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～13:00 (最終受付 12:30)	●	●	●	●	●	●	×
14:00～18:00 (最終受付 17:30)	●	●	×	●	●	×	×

休診 水曜午後・土曜午後・日曜・祝日
佐々町口石免366-1
☎0956-41-1500

医療法人みなづき

佐々病院

精神科・心療内科

北松浦郡佐々町口石免1108-3
TEL 0956-62-2184

佐々調剤薬局 北松浦郡佐々町市場免7-3 TEL 0956-63-5082

はすわ薬局 北松浦郡佐々町羽須和免 834 TEL 0956-62-3837

いちば薬局 北松浦郡佐々町市場免 15-4 TEL 0956-63-5867

MSP (株)エム.エス.ファーマシー
M.S. PHARMACY 本社 長崎県佐世保市小野町 55 番地 15



生活ガイド

リフォームの 進め方とポイント



Step.1 具体的な計画をたてる

POINT ●時期、期間は？ ●予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。

Step.2 事業者を決める～契約する

POINT ●施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
●実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
●候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい、検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料
やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Step.3 着工

POINT ●工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
●工程表に基づいて進んでいるか？
●変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。
また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認する
ようにしましょう。

Step.4 着工後

POINT ●事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
●今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

万が一、トラブルになった場合には、国や各市町村の相談窓口
やリフォーム専門の第三者機関に相談できます。

リフォームの 疑問



Question.1 リフォームの費用は どのくらいかかりますか？

ANSWER 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリ
フォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程か
かる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフロ
ーリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛
かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Question.2 満足いくリフォームのポイントとは？

ANSWER まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおす
めします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具
体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理
もしやすくなります。
また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、
ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Question.3 信頼のおける業者とは？

ANSWER 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をか
わしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。

福田工務店は創業昭和49年。
先祖より大工棟梁として引き継ぐこと
5代目として、以来約40年、
自社の大工職人の匠な技により
家を建てる、
根っからの職人会社です。

あなたの街のハウジングパートナー
福田工務店
FUKUDA CONSTRUCTION STORE
一級建築士事務所 福田設計事務所

一般社団法人全国古民家再生協会所属
新築・増改築・古民家再生・リフォーム・設計施工
長崎県知事許可(般-2)第13284号
〒857-0361 北松浦郡佐々町小浦免67-3 TEL 0956-63-3770
HP <http://www.fukuda-koututen.com>

建設業許可(般-29)第12048号
相川建具店
代表 相川 和利

事務所
〒857-0335
北松浦郡佐々町皆瀬免1045-7
tel.0956-63-2174
fax.0956-63-2271

工場
北松浦郡佐々町皆瀬免86
tel.0956-63-5371

E-mail : kazutoshiu@yahoo.co.jp



型には、はまらない。信念も、ぶれない。
だからこそ、進化がある。

伝統の受け継がれる職人の技により機械では困難な箇所や細かい作業は職人による手作業となり、素材本来の品質を見極め、その生産過程にまで目をむけています。素材と技術が一つとなって作られる畳をひとつひとつ丁寧に、お客様のご希望以上に満足していただける商品をお届けいたします。

ただそこにいるだけで癒される畳の香り。
そんな日本ならではの特別な空間を皆様にお届けいたします。

株式会社 松本畳工業
北松浦郡佐々町小浦免226-1
TEL 0956-62-2229
FAX 0956-59-8929



代表 松本 武

- 内装工事全般
- クロス ●カーテン
- フスマ、障子貼り
- ブラインド
- クッションフロア

北松浦郡佐々町小浦免 67-8
TEL (0956)62-2610
FAX (0956)62-2382

久 家
五 房

KUGAKOUBOU

増改築・リフォーム一式
佐々町鴨川免95-2
TEL 0956-59-6624



有限会社 **永安塗装**
長崎県知事許可(般-28)第6154号

総合塗装業
防水業

北松浦郡佐々町小浦免66番地4
TEL・FAX (0956)62-2719
E-mail painter-naga@ksh.biglobe.ne.jp



不動産売買・賃借
仲介・管理

佐々不動産

長崎県宅地建物取引業協会会員
長崎県知事免許(8)2203号

佐々町本田原免234-2
TEL (0956)63-2906
FAX (0956)63-5009

総合塗装業

長崎県知事認可 塗装工事 般 9114号
防水工事 般 9114号

有限会社
三和塗装

〒857-0361
長崎県北松浦郡佐々町小浦免69-1
TEL 0956-63-2575
FAX 0956-63-5075

有限会社 **大石総建**
代表取締役 大石 勝也

上下水道工事業
浄化槽設備工事業
リフォーム工事業

〒857-0352 北松浦郡佐々町口石免376-2
TEL.0956-62-3493
FAX.0956-62-6035

建築・瓦吹付工事・各種吹付
防水工事(一般28第7908号)



池本塗装株式会社

〒857-0313 長崎県北松浦郡佐々町鴨川免197-4
TEL:0956-59-5670
FAX:0956-63-3997
相談・見積 無料
E-mail: p-painter.ikemoto@aroma.ocn.ne.jp

住まいの 整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1~2」や「要介護1~5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談し



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと 建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。





葬儀について

悲しみの中にも故人への真心を込めて
しきたりや作法を心得ておきましょう。



日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近は死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

- | | | | |
|----------------------------|--|-----------------------------|---|
| <p>1
臨終</p> | 遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。 | <p>6
年忌法要</p> | 一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ（最終の年忌法要）とする場合が多くなっています。 |
| <p>2
通夜の準備</p> | 枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。 | <p>7
追善供養</p> | 初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。 |
| <p>3
通夜</p> | 故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。 | <p>8
精進落とし</p> | 法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。 |
| <p>4
葬儀・告別式</p> | 通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。 | <p>9
還骨回向</p> | 持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。 |
| <p>5
出棺・火葬</p> | 最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。 | <p>10
火葬・骨上げ</p> | 火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺に入れる骨上げを行います。
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。 |

服装について

- 一般的に、葬儀に参列する際の服装は、結婚やお祝い事とは逆に「派手なものを避け、地味に徹する」ことにあります。
- 仕事帰りなどの場合、わざわざ喪服に着替える必要はありません。ただしアクセサリなどは外します。
- 男性は、白シャツ・黒のスーツ・黒ネクタイ・黒い靴。
- 女性は、黒のフォーマルウェア・肌の露出の少ない黒や紺のワンピース・黒い靴。
- アクセサリを身につけるとしたら真珠にしましょう。ネックレスは一連のものを。



曹洞宗

医王山

東光寺

〒857-0341

長崎県北松浦郡佐々町羽須和免533

TEL 0956-63-2043

FAX 0956-63-5417

編集後記

「佐々町 暮らしの便利帳」は、佐々町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として佐々町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「佐々町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、佐々町の各世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「佐々町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年3月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- 掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

佐々町 暮らしの便利帳

令和3年3月発行

発行

佐々町

〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2
TEL.0956-62-2101

株式会社サイネックス

〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵3-25-22
TEL.092-472-2217

広告販売

株式会社サイネックス 西九州支店

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8
TEL. 0952-24-6550

※掲載している広告は、令和3年1月29日現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

佐々町建設協会

私達は、住みたくなる町作いを
応援しております！！

大規模災害における支援活動等

- (有) 日 新 建 設
- (有) エ イ ケ イ
- 佐 々 設 備 (株)
- 重機建設工業(株)佐々支店
- (株) ス エ オ カ
- (株) 大 成 住 宅
- (有) 永 安 塗 装
- (株)エムアイ興産佐々支店
- 上田建設(株)佐々営業所
- (株) 山 龍 佐 々 本 社
- 西 部 道 路 (株)
- (株) 山 口 組
- (株)協和土建 佐々営業所
- (株)森建設 佐々営業所
- (株) 友 建 設
- (株) 親 和 テ ク ノ
- (有) ア ー バ ン 開 発
- (株) 佐 々 総 合 産 業
- 金保建設(株)佐々営業所
- 池 本 塗 装 (株)
- (有)ビルサッシ佐々
- (株) セ イ ホ ウ 電 設
- (有) 三 和 塗 装
- (株)堀内組佐々営業所
- 藤永地建(株)佐々営業所
- (株) 湧 龍
- (株)西日本建設 佐々支店
- (株) 谷 村 建 設
- 安永建設(株) 佐々営業所
- (株) 春 本 工 業
- (有)大芳建設 佐々支店



佐々町

佐々町
暮らしの便利帳
2021年〈保存版〉